

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和元年10月9日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和元年第2回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 秋山 泉 (一問一答方式)	<p>1. 根本市長の政治姿勢と取り組みについて</p> <p>2. 選挙の入場整理券について</p>	<p>1. 復活について</p> <p>① 牛久シャトーの復活に向けての取り組みについて</p> <p>② エスカード牛久ビルの復活に向けての取り組みについて</p> <p>2. 挑戦について</p> <p>① ひたち野地区に隣接する市街化調整区域の宅地化について</p> <p>② 子育て環境のさらなる充実について</p> <p>③ 観光資源を活用した地域活性化について</p> <p>④ 公共交通利用困難地域の解消について</p> <p>⑤ 安心安全のさらなる充実について</p> <p>⑥ 生活道路の計画的な改修について</p> <p>⑦ 奥野における義務教育学校化について</p> <p>⑧ 高齢者の元気で安心な暮らしについて</p> <p>1. 本市は有権者ごとはがきを送付しているが、経費削減のため世帯ごとの封書形式の送付が良いと考えるが。</p>	市長 教育長 関係部長
2. 黒木のぶ子 (一問一答方式)	<p>1. 牛久シャトーへの取り組みについて</p> <p>(1) フルコストの積算</p> <p>(2) P F I の活用</p> <p>2. 犯罪被害者の相談窓口について</p>	<p>(1) 初期投資と今後の年間を含めたランニングコストのオエノン(株)との負担割合</p> <p>(2) 民間資金の活用とノウハウの活用</p>	市長 関係部長 市長 関係部長

	<p>(1) 窓口開設の課題</p> <p>(2) ワンストップ支援</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民への周知と学校での教育 ② 専門職の配置 ③ 警察との連携 <p>(2) 性暴力に遭った被害者の治療や相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① つらい経験を何度も説明するといった被害者の負担軽減と警察との相談支援をするための連携 	
<p>3. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. ドライブレコーダー購入等補助制度の導入について</p> <p>2. 学校の働き方改革について</p>	<p>(1) 本市でのあおり運転の摘発件数とその状況について</p> <p>(2) ドライブレコーダー購入等補助制度の導入の自治体について</p> <p>(3) ドライブレコーダー購入等補助制度に対する市としての考えについて</p> <p>(1) 市内小中学校教師の療養休暇者数とその原因について</p> <p>(2) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教師の勤務時間の具体的管理方法及び勤務時間の上限に関する方針等の策定とその周知 ② 教師の所定の勤務時間を意識した登下校の設定とその周知及び適切な部活動の時間や休養日の設定 ③ 「超勤4項目」以外の実例とその場合の正規の勤務時間の割り振りの状況及び長期休業期間中の取組や時間外勤務をしないための連絡対応等の体制整備 ④ 労働安全衛生管理体制の整備状況及びストレスチェックの実施状況 ⑤ 働き方改革を推進するための管理職の育成や 	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

		<p>教職員の研修の実施、学校経営方針・人事評価への明示、学校評価への位置付け等の取組状況</p> <p>(3)学校及び教師が担う業務の明確化・適正化について</p> <p>①「基本的には学校以外が担うべき業務」の軽減策</p> <p>②「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」の軽減策</p> <p>③「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の軽減策</p> <p>④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置</p> <p>⑤スクールロイヤーの配置</p> <p>⑥コミュニティスクールの導入や地域学校協働本部の整備</p> <p>⑦統合型校務支援システムの導入等のICT環境整備</p> <p>⑧研修の整理・精選、研修報告書の簡素化等の取組</p> <p>⑨学校作成の計画等の必要・不必要の判断</p> <p>(4)学校の組織運営体制の在り方について</p>	
<p>4. 甲斐徳之助 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市長の四年間の公約の確認について</p> <p>2. 牛久シャトーの今後について</p>	<p>1) 市長選挙を終え、改めて四年間を問う。</p> <p>1) 賃借が行われる予定とのことであるが、賃借料は。</p> <p>2) 初期投資額は。</p> <p>3) 今後の事業展開の構想を確認。 ・商業施設 ・文化遺産</p> <p>4) 維持管理費用の見込み額は。</p> <p>5) 投資事業に対するの回収</p>	<p>市長 関係部長</p>

	3. 防災無線の街頭放送について	見込みはどうみているか。 1) ラジオ機の普及率と単価は。 2) 街頭放送の効果について。 3) スマートフォンにおけるかっぱメールの使用頻度は。 4) ラジオ機及び無線機の購入における補助金等の考えは。	
5. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. 牛久シャトーの復活について (1) 市の重要文化財担当部署をシャトー内に配置 (2) 牛久シャトーの活用	①いつ頃、何人ぐらい、どこの場所に ②仕事の内容 ③牛久シャトー全体の運営と担当課の仕事の関係 ①直接運営かどこかに委託するのか。 ②旧キャノンと本館は、文化的イベントや展示会を間断なく開催し、観光客がいつでも見られる形をとるという提案について。 ③旧バーベキューガーデンの周りにファストフード店、屋台村のような気軽に利用できる店、子供や若者に喜ばれる土産店をつくるという提案について。 ④旧オエノンにはワインの合う手頃な価格のレストランとして再生し、ソムリエを常駐させる。隣接して「国産ワインの殿堂」を設ける。インバウンドの集客策として如何か。 ⑤グリーンファーム栽培のぶどうを牛久シャトーで醸造し、品質の良いワインを販売していく。将来的にはぶどう栽培を牛久市の主要産業とする。 ⑥牛久シャトーの奥側と牛久市の敷地をつなげて、	市長 副市長 関係部長

	<p>(3) 計画実行の推進組織</p> <p>2. エスカード対策の進捗状況について</p> <p>3. 牛久沼の生態系の急変について</p>	<p>地元野菜の直売所と若者に開放できる広場を設置する。</p> <p>⑦年間50万人以上の利用客数を達成させるための対策</p> <p>①計画実行の推進組織には外部人材の活用が相応しいようだが、どのように考えるか。</p> <p>①エスカード店舗の集客策として、駅東口の土地の買収と駅舎の増設</p> <p>①実態調査をするべきと考えるが</p> <p>②植物群と動物群の生態系の急変対策として、つくば市の生物資源研究所に働きかけ「ゲノム編集技術」によって、沼の生態系と景観を守っていつてはどうか</p>	
<p>6. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 指定管理者等としての牛久都市開発(株)について</p> <p>2. 第3セクターとしての牛久都市開発(株)と牛久市との関連について</p>	<p>(1)指定管理者としての牛久都市開発(株)の役割</p> <p>①5年間の指定管理者としての成果について伺う。</p> <p>②指定管理者の5年間という期間について伺う。</p> <p>(2)まちづくり会社としての牛久都市開発(株)の役割</p> <p>①都市再生推進法人(まちづくり会社)の指定を受けた経緯とその事業の内容について伺う。</p> <p>②監査からの指摘を受けて、指定管理者としての自主事業とまちづくり事業の分離について伺う。</p> <p>(1)ビルの床を牛久市が一部取得したことによる今後について</p> <p>①契約関係</p> <p>②収支の変化</p>	<p>市長 副市長 関係部長 関係次長</p>

		<p>(2) 第3セクターとしての牛久都市開発（株）への市の関与の考え方について伺う。</p> <p>① 第3セクターを設立した経緯</p> <p>② 財政的関与</p> <p>③ 人的関与</p> <p>④ 指導監督等</p> <p>⑤ 情報公開の推進</p>	
7. 須藤 京子 (一問一答方式)	<p>1. 平成30年度決算について</p> <p>2. 牛久型公共交通網の整備について</p>	<p>(1) 平成30年度決算の総括</p> <p>① 財政状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質収支比率の分析 ・ 経常収支比率の分析 (人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費) <p>② 歳入歳出に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入増の要因及び単年度収支・実質単年度収支マイナスの原因 ・ 投資的経費の状況、国庫補助金の動向 <p>(2) 今後の税収見通し</p> <p>① 消費税率引き上げと次年度以降の予算の動向</p> <p>(1) かつば号の現状</p> <p>(2) 自家用有償旅客運送の現状</p> <p>(3) デマンド型交通の導入にむけて</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
8. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1. 非正規雇用職員 ＝会計年度任用職員 の処遇改善に向けて	<p>(1) 現在の任用根拠別職員構成と会計年度任用職員 の想定構成</p> <p>(2) 雇用の安定 フルタイム の労働時間、会計年度契 約と雇用保障、再度任用 の場合の諸条件の継続 性、5年継続の場合の対 応</p> <p>(3) 賃金の改善 初任給、昇 級・昇給、諸手当（扶養 手当、地域手当、住居手 当、通勤手当、資格手 当、役職手当など）、期末 手当、退職金、その他</p> <p>(4) 福利厚生 の改善 年休、 病休、生休、慶弔休暇、 健康保険・年金、共済</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	<p>2. 安心できる高齢者医療・福祉に向けて</p> <p>3. 平成30年改定の放射線副読本などについて</p>	<p>会、その他</p> <p>(5)2020 年度実施に向けてのスケジュール 規則、募集、試験、その他</p> <p>(1)高齢者医療・介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定者数の推移と予防対策 <ul style="list-style-type: none"> 特に自立支援・重度化の防止と医療・介護の連携の推進面の成果と課題 ・医療・介護充実化と医師不足・費用軽減対策 <ul style="list-style-type: none"> I C T、A I の活用による予防・在宅・遠隔型の医療・介護への考え方と取り組み ・国、県との共同事業の現状と今後 <p>(2)高齢者ドライバー支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市在住の高齢者ドライバー人数と年代別1000 人当たり死亡事故数、免許返納数の推移 ・高齢者ドライバーへの技術指導の現状と対策 <ul style="list-style-type: none"> 大和市のシルバー・ドライブ・チェック ・踏み間違い予防装置の設置支援 <ul style="list-style-type: none"> 東京都や美作市の支援策 <p>(3)高齢者認知症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生と予防の現状と対策 ・高齢者認知症徘徊の現状と対策 <ul style="list-style-type: none"> 豊田市の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 	
<p>9. 池辺己実夫 (一問一答方式)</p>	<p>1. 投票率を向上させる取り組みにつ</p>	<p>(1)投票率が低い状態が続いている現状の分析につい</p>	<p>市長 副市長</p>

	<p>いて</p> <p>2. 運転免許証の返納者等に対する処遇について</p> <p>3. 学校教育行政について</p>	<p>て</p> <p>(2)投票所の見直しについて</p> <p>(3)期日前投票の状況について</p> <p>(4)期日前投票の更なる活用と投票日の投票所開設時間について</p> <p>(1)牛久コミュニティバス「カップ号」利用券の使用状況について</p> <p>(1)奥野地区の義務教育学校の今後の展開について</p> <p>(2)ひたち野地区や牛久駅周辺地区などそれぞれの地域特性の違いに応じた学校教育行政の展開について</p>	<p>関係部長</p> <p>市長 副市長 関係部長</p> <p>市長 教育長 関係部長</p>
10. 長田 麻美 (一問一答方式)	<p>1. 外国人雇用支援について</p> <p>2. 義務教育学校について</p>	<p>(1)外国人雇用支援についての市の考えを伺う。</p> <p>(2)なり手不足の多い農業等に有効な支援策と考えるが力を入れてはどうか。</p> <p>(3)外国人の住みやすい環境づくりについて伺う。</p> <p>(1)一体型校舎の計画の進捗について伺う。</p> <p>(2)ICT授業がより円滑にできる環境づくりを。</p> <p>(3)特色ある柔軟な部活動の創設についてのお考えを伺う。</p> <p>(4)スクールアシスタントの増員や勤務時間の拡大について。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
11. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 農地利用最適化推進委員の活動について</p> <p>2. 稲敷エリア広域バスの今後について</p> <p>3. 牛久駅西口の改築工事について</p>	<p>①農地利用最適化推進委員の活動実績</p> <p>②今後の活動</p> <p>①利用実績と今後の方向性</p> <p>②参加をとりやめた場合の財源使途</p> <p>①牛久駅西口活性化のため改築工事が必要と考えるが</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>

	4. 風水害への対応について	①台風15号による被害概況 ②対策計画について	
12. 加川 裕美 (一問一答方式)	1. 市長への手紙について 2. 保育・幼児教育費無償化について	1) 導入のきっかけと目的を伺う。 2) 平成28年度から現在までの投函数を伺う。 3) 投函された手紙に関する対応、公開・非公開の基準を伺う。 4) 公開されるまでの期間と内容の再現性・正確さについて伺う。 5) 手紙がきっかけとなり、施策に活かされたり、実現されたものは。 1) 実費徴収となる副食費に対し、市の単独補助は。 2) 認可外保育施設を利用し、今回無償化の対象とならない家庭について市の独自助成は。	市長 関係部長 市長 関係部長
13. 北島 登 (一問一答方式)	1. 空き家対策について 2. 計画的な道路整備	1) 空き家の現状 現在の空き家の軒数、建物種別に(戸建て住宅、集合住宅の空き室、店舗付き住宅など) 2) 空き家バンクについて 現在の登録数およびこれまでの累計成約数 3) 多面的な利活用 他自治体の成功事例 4) 家賃補助、リフォーム助成制度の創設 1) 市内の道路の現状 改修が必要な市道の延長 蓋のない側溝の延長 2) 年間の道路整備状況 舗装の改修の長さ(5年) 側溝の蓋かけ、改修長さ(5年) 3) 整備計画 中長期計画 改修の優先順位の考え方	市長 関係部長
14. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	1. 介護保険制度について	1) 市は特養の整備を進めてきたが、第8期介護保	市長 教育長

	<p>2. ファミリーサポート事業について</p> <p>3. 地域公共交通について</p>	<p>険事業計画に際し、準備基金を活用し第1号被保険者の介護保険料の引き下げを</p> <p>2) 今回、低所得者の保険料軽減について公費が導入されたが、さらなる低所得者減免のために対応を。</p> <p>1) 他市を参考にサービス利用者、援助者にとって、さらに使いやすい制度に</p> <p>1) かっぱ号の増便を 2) デマンド型（予約）の導入</p>	関係部長
15. 利根川英雄 (一問一答方式)	<p>1. エスカード牛久ビルへ図書館設置</p> <p>2. 防災と危機管理</p> <p>3. 教育委員会とパワハラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカード牛久ビルの利活用に図書館を ・台風15号による市内の被害状況 ・市内の防災状況と危機管理 ・情報収集と情報提供 ・文書として何度か寄せられているパワハラについて 	市長 教育長 関係部長
16. 藤田 尚美 (一問一答方式)	<p>1. 特殊詐欺防止対策</p> <p>2. 教育行政について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・対策はどうなっているか ・自動通話録音機の貸し出し ・不登校対策 ・スクールソーシャルワーカーの増員の考え ・公立幼稚園の特別支援を要する児童への支援の現状と増員の考え ・コミュニティー・スクール設置にむけての進捗状況 	市長 教育長 関係部長

令和元年度第2回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和元年10月9日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時02分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

開会に先立ちまして申し上げます。執行部より発言を求められておりますので、これを許します。市長根本洋治君。

○市長(根本洋治君) 10月7日の市議会定例会の開催日でございます。提案理由の中で申し上げました所信表明について一部訂正していただきたいと思っております。

8つの公約のうち、3つ目の住井すゑ記念館の開館は令和2年と申し上げましたが、令和3年と訂正いただきたいと思っております。おわび申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(石原幸雄君) これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る10月7日に設置されました決算特別委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので報告いたします。

委員長に杉森弘之君、副委員長に鈴木勝利君がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は16名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。



一般質問

○議長(石原幸雄君) 初めに、3番秋山 泉君。

[3番秋山 泉君登壇]

○3番(秋山 泉君) 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉でございます。

これより通告順に従いまして一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

根本市長におかれましては、2期目の御当選まことにおめでとうございます。心からお祝い

とお喜びを申し上げる次第でございます。なお一層健康に留意され、市政運営のために努められますよう、御期待と御祈念を申し上げます。

市長としてのこれまでの市政運営は、激闘に次ぐ激闘であったと思います。その中で御自身が公約として掲げた数多くの事柄に実直に取り組まれ、実績を残されました。2期目はさらなるイノベーション、変革に向けての取り組みをお願いいたします。

それでは、公明党を代表いたしまして、2期目の公約についてお伺いいたします。既に開会時における所信表明で2つの復活と8つの挑戦について述べられておりますが、さらに詳しくお伺いしたいと思います。

根本市長は、2つの復活として牛久シャトーとエスカードビルを掲げていらっしゃいます。平成30年12月、突然牛久シャトーの飲食・物販事業が撤退するというニュースが飛び込み、市民の皆様は大変驚かれました。しかし、いち早く本市は所有者であるオエノンホールディングスと協議を重ね、ことし3月に同社と包括的連携協定を締結し、3月末には桜まつりを開催、多くの皆様でにぎわいました。そして、7月には牛久シャトー全体を市が賃貸借する方向で基本合意に至りました。7カ月という短期間において、スピード感を持っての基本合意はまさしく根本市長の手腕によるものと評価しております。

そこで、復活に向けての取り組み、構想をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久シャトーの復活に向けての取り組みについてお答えしたいと思います。

秋山議員の御質問にもございましたとおり、本年3月1日に牛久シャトーを所有するオエノンホールディングス株式会社と牛久シャトーに牛久市がかかわれることを定めた包括連携協定が締結されました。7月29日には、市が牛久シャトー全体を賃借することなど3項目について基本合意するに至りました。

そして、先般の市議会議員全員協議会で御説明しましたとおり、第三セクターを設立することでレストラン等のテナントの誘致や運営、そして売店等の経営等を任せていただくという運営方法の選択に至ったわけでございます。新会社については、民間の人材を登用することで経営のノウハウを取り入れ、早期に収益が上がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私ども牛久市の本件に関する考え方といたしましては、当初より申し上げてまいりましたとおり、本施設には守るべき市の財産である国指定の重要文化財があります。その保存・管理はもとより、それらを最大限に活用することで観光施設としての機能を充実させ、以前にも増した集客を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

特に、本施設の最大の特徴である明治から続く現役のワイン醸造場としてのワイン醸造の継

続については、創始者神谷傳兵衛の遺志を継承していくためにも醸造場としての機能を復活させ、新会社でワインの製造・販売ができるよう支援していく考えでございます。

今後、牛久シャトーに係る賃借料など、市が負担していくこととなりますが、新会社については、早期に独立採算を目指すことで、その負担金を回収できるよう目指してまいります。

必ずや市議会議員の皆様初め、多くの声を寄せていただいた市民の皆様の御期待に応えるべく魅力あふれる施設となるよう取り組んでまいります。御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 市民の皆様方も非常に楽しみにしておりますので、魅力ある牛久シャトーによりしくお願ひしたいと思います。

次に、エスカード牛久ビルですが、旧イズミヤ撤退後、食品スーパー「タイラヤ」を誘致し、市民の食生活への影響を解消しました。その後、ゴールドジムの出店、そして数十年來の懸案事項であったイズミヤの所有床と敷金問題を解決に導いたことは、大きな評価に値すると思います。まず、この問題を解決しない限り前には進めないと言っても過言ではないでしょう。

そこで、復活に向けての取り組み、構想についてお伺ひいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） エスカード牛久ビルの復活については、現在の空き床を解消するためのテナント誘致、利用者数の増加とにぎわいの創出の2つの視点から取り組みを進めています。

まず、テナント誘致につきましては、テナント誘致・リーシングを専門とする民間企業を活用し、来年早々の一部リニューアルオープンを目標に取り組んでいるところであります。これにつきましては、物販店舗に限らず、カフェ等を初めとした時間消費型のサービス業、企業のサテライトオフィス等も含め、あらゆる可能性を模索しながら取り組みを行っているところであります。

次に、利用者数の増加とにぎわいの創出では、公共的利活用の検討を進めております。これにつきましては、単にエスカード牛久ビルの空き床を解消するための整備ではなく、駅前に位置し、高い交流機能を有し、中心拠点施設としての役割を担うことができるという特性を最大限に生かし、集客力のある施設、多世代の交流が可能となる施設、学生等が積極的に利用できる施設という要素を念頭に多くの市民の皆様にも愛される施設としての検討を進めてまいりたいと考えております。

特に、集客力の点については、市長の所信表明の中で述べられたとおり、美術館の整備を検討してまいります。この美術館につきましては、博物館法上の美術博物館とするためには、必

要な資料の整備、専門の職員の配置などハードルの高い基準がございます。そこで、想定している美術館につきましては、現在のかっぱの里ギャラリーを質・量ともにグレードアップさせたような常設展示室と企画展示にも対応できる市民ギャラリーを備えたもので、美術品の保管にも対応できる収蔵庫などバックヤードにも配慮したものが考えられます。運用や維持にコストのかかる博物館法上の美術館ではなく、ギャラリーなどの類似施設としての美術館を念頭に置いてはおりますが、今後のエスカード牛久ビル活性化懇話会や基本計画策定の中で詰めていくことになろうかと思えます。

また、エスカード牛久ビルがより利用しやすい施設となるよう、牛久駅とエスカード牛久をつなぐペデストリアンデッキへの屋根設置について実施に向けての取り組みを進めているところであります。

エスカード牛久ビル、中心市街地の活性化にはさまざまなアイデアが必要です。商工会等各団体からの専門的な御意見やエスカード牛久ビル活性化懇話会等の身近な意見を初め、議員の皆様、市民の皆様から広く意見をお聞きし、牛久市が一体となった取り組みを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 市民の皆様が集える、そしてにぎわいのある市民に愛されるエスカードビルへの復活を期待します。

次に、8つの挑戦についてお伺いいたします。

1つ目は、ひたち野地区に隣接する市街化調整区域の宅地化についてですが、再び人口増の流れを引き戻すための施策と考えます。具体的な構想をお伺いしたいと思えます。また、牛久駅周辺の旧市街化区域及び周辺の市街化調整区域についても宅地化の余地があると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） ひたち野地区につきましては、平成10年のまちびらき以来、大規模な宅地造成による戸建て住宅を中心としたまちづくりが進んできました。これまでに多くの若い世代が集まり、子育て世代の転入先の受け皿となってきましたが、現在では宅地がほぼ完売しており、転入先として人気があるにもかかわらず新規住宅用地の需要に応えられない状況となってきております。

来年4月にはひたち野うしく中学校が開校し、ひたち野地区の人気はさらに上昇することが期待され、また、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会からも市に対し新たな宅地供給の要望が寄せられているところであり、市の持続的な発展のためにも計画的に良好な住宅環境の整備を市の財政が厳しい中、できるだけ民間事業者を活用しながら進めていくことが必要と考え

られます。

牛久市においても人口が減少傾向になりつつある中、ひたち野地区については、周辺地区に良好な町並みを整備していくことで人口増加に大きく寄与するものと考えております。

また、ひたち野地区とは対照的に牛久駅を中心とした既成市街地では少子高齢化が進み、高齢化率の高い住宅地が見受けられます。市としましては、このような状況を改善すべく施策を検討しなければならないと認識しており、市街化調整区域を含めた牛久駅を中心とした既成市街地の土地利用についても人口増の流れを引き戻す施策を費用対効果も含めて十分調査研究し、検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今、御答弁ありましたように、牛久駅周辺の旧市街化区域周辺ですけれども、さらに前向きな検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、「牛久市は子育てしやすいまちである」というお声を市民の方から頂戴しております。高校生までの医療費の無料化やロタウイルス、おたふくかぜ、B型肝炎ワクチンの予防接種事業の拡大、子育て支援の強化など、幾重にも手厚い事業があります。

そこで、2つ目の子育て環境のさらなる充実についての構想、取り組みについてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 子育て環境のさらなる充実における今後の取り組みといたしましては、予防接種事業としてロタウイルス胃腸炎の予防接種が令和2年10月に定期接種となるため、一部助成を全額助成とする予定となっております。

予防接種事業は、感染症から子供の健康と命を守るため重要な施策であると考えております。今後も引き続き重症化予防と集団感染予防に効果のある予防接種について助成を継続し、拡大に向けて調査研究してまいります。

次に、保育事業における待機児童対策については、令和元年10月1日現在の待機児童は23名で、内訳はゼロ歳児3名、1歳児20名で低年齢児のみとなっております。今年度、小規模保育園1園を整備し、ゼロ歳から2歳までの19名の定員増を図るとともに、今後も人口の動向を考慮しながら適正な受け皿確保に努めてまいります。

また、待機児童発生の要因である保育士不足を解消するため、国・県及び市の補助金等による保育士の処遇の改善にも努め、待機児童の解消を図ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 私は待機児童の発生の要因というのは、やはり保育士不足にあると、そう考えています。ですので、その解消のために全力でまた本市としては力を注いでいただき

たいと考えます。

次に、牛久市には小川芋銭記念館や仮称ですが住井すゑ記念館、牛久駅、牛久沼、牛久シャトー、牛久大仏など、数多くの観光名所があります。このような観光資源を活用し、市外から多くの方を呼び込み、地域を活性化し、元気にしていく取り組みが期待されます。

そこで、今後の構想、取り組みをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 観光資源を活用した地域活性化についてお答えいたします。

牛久市において、年間を通して観光客の多い施設は牛久大仏であり、平成30年度の来場者数は約53万人であると当該施設から伺っております。この牛久大仏に集中している多くの観光客をいかに地域全体に拡散させて共有していくかが観光面での課題となっているところでございます。

牛久沼周辺の環境整備につきましては、牛久沼沿い環境整備計画を策定し、平成21年度から平成25年度にかけて散策路「牛久沼かっぱの小径」の整備、アヤメ園の拡張やトイレの改築、駐車場の整備、牛久城址散策路の整備などを行い、牛久沼周辺の環境整備全体で約1億2,000万円の経費をかけて取り組んできたところでございます。

現在、本市を代表する作家住井すゑの住居を記念館として整備する事業も進めており、今年度の実施設計、来年度は工事に着手し、令和3年度中にオープンを目指して取り組んでいるところでございます。河童の碑や雲魚亭、牛久城址、アヤメ園など、これまでであった施設が新しい施設の誕生により小川芋銭と住井すゑという2人の偉人たちの歩みをたどり、そして触れられる魅力的な地区に変化していくものと考えております。

さらには、龍ヶ崎市に設置される道の駅を中心とした牛久沼周辺の整備を考える牛久沼周辺首長会議に参加する6市町とも連携をとりながら、牛久沼周辺を一体的に整備することで、周辺地域全体の魅力向上につなげてまいります。

このような取り組みが集中している観光客を拡散させ、周遊できる仕掛けづくりになるとともに交流人口の増加による域内消費の拡大と地域経済の活性化につながるものと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 高齢化が急速に進む中で、高齢者ドライバーの事故が後を絶ちません。しかし、悲惨な事故が報道されることで免許を返納する方がふえていることも事実です。しかし、返納したら病院に行くにしても、買い物に行くにしても非常に不自由だとの声があり、なかなか返納できないとの声も聞かれます。これからの喫緊の課題がこの公共交通利用困難区域

の解消への取り組みです。今後の本市の取り組みをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 現在、牛久市におきましては、鉄道や路線バス、タクシーなどの民間事業者の輸送サービス、市の行うコミュニティバスかっぱ号、NPOやボランティアの協力による自家用有償旅客運送やボランティア移送サービスなどのさまざまな公共交通手段がございます。

しかしながら、現状の市内の公共交通手段に関しましては、地域間格差が存在していると市としても認識をしているところです。

さらには、「高齢によりバス停まで歩くのが難しくなった」や議員御指摘のように「運転免許を返納したが、買い物や通院などが不便になってしまった」などの意見が市に寄せられており、このようなこともある意味で公共交通利用が困難な状況が存在することをあらわしていると考えます。こうした状況は、高齢化の進行によりさらに顕在化していくことが予想され、解決にはよりきめ細やかな交通手段の提供が必要となります。

そのような中で、市では地区社会福祉協議会が実施するボランティア移送サービスやNPO法人サンライズが実施する公共交通空白地有償運送などへの支援を実施しております。

加えて、現在、市が直接行う解消手段として、デマンド型乗り合いタクシーの導入を進めており、最新の取り組みといたしましては、市内タクシー事業者と制度構築の話し合いを進めているところでございます。

デマンド型移送サービスの導入は、ユーザーである市民にとりましては選択肢がふえてよいことという意見もある一方で、行政としましては、市内にある既存の交通手段の担い手との役割分担にも十分な配慮が必要と考えております。このため、既存の交通手段の担い手との役割分担にも十分に配慮しながらスピード感を持って進めてまいり所存でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 高齢者、子供、障害者、全ての市民の安心・安全のさらなる充実に向けて根本市長は防犯カメラの設置をさらに進めるとおっしゃっております。昨今、市民を取り巻く交通事故やひき逃げ、強盗、殺人など、さまざまな事件を解決する鍵として防犯カメラが利用されています。市民の満足度調査においても夜間や人通りの少ない地域における安全を確保してほしいとの声が多く寄せられており、防犯カメラの設置は市民を守るアイテムとして重要であると考えます。市民の声に応えるため、今後の構想をお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 市民の安全・安心の充実につながる事業の一つである防犯カメラの整備につきましては、牛久警察署との街頭防犯カメラの設置に関する協定に基づき、警察の

アドバイスをいただきながら犯罪抑止や交通安全に大きな効果が期待できる場所を重点地域として定め、順次整備を進めているところでございます。

当初、平成28年度に5カ年計画で策定しました街頭防犯カメラ整備計画につきましては、平成30年度に茨城県警察本部の補助金等も活用し、前倒しで設置が完了いたしました。

そこで、昨年度、新たな整備計画を策定するために牛久警察署に協力いただき、11カ所の重点地域を選定したところでございます。

本年度については、7月に栄町3丁目交差点に2台の防犯カメラの設置を完了しております。

来年度以降も計画どおりに設置されれば、市内の防犯カメラは530台程度になり、県内の自治体でもトップクラスの設置数となります。

また、防犯カメラにつきましては、市の公共施設や小・中学校にも既に設置がされていますが、設置から10年を超えるものもあり、今後、それらの機器の更新なども計画しながら整備していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 先ほども述べましたように、最近は本当に悲惨な事件・事故が多く多発をしております。そういうニュースを見るたびに市民の方はやはり自分たちの安心・安全をどう確保するかということが一つの、どうしたらいいのかということをおのほうに訴えられるわけです。その中で、住宅地内における防犯カメラをぜひとも設置してほしいという声も多くあることをやはり執行部は聞いていただけたらなと、そう思っていますので、そういう声が、望む声が多いということでございます。

次に、本市の宅地開発ですけれども、1963年、昭和38年の東京信用団地建設から始まり、1969年、昭和44年には第16次東宝ランド団地の建設が行われ、それに伴い、1971年、昭和46年を境に世帯、人口とも増加をしてきました。その後、1986年、昭和61年の6月1日に市制が施行され、牛久町から牛久市になり、東京から50キロ圏内に位置するという利便性もあり、多くの方が転居をされ、今や約8万5,000人の市となりました。宅地開発から56年がたち、古い住宅地内においては道路の幅員も狭く、老朽化しているところも数カ所見受けられます。住んでいらっしゃる方も高齢者の方が多く、生活する上での道路の整備は重要であると考えます。具体的な生活道路の基本的な改修の構想をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） U字溝を含めました生活道路の計画的な改修につきましては、平成27年度まで旧まちづくり交付金を活用して少しずつ整備を進めてまいりましたが、平成27年度以降は要件が変更されたことにより、交付金が受けられなくなったため、ほとんど整備を進めることができませんでした。

しかしながら、昨年度新設された国の交付金制度を活用し、今年度から整備に着手したところでございます。U字溝を含めた生活道路の改修要望は、市内各所から多数要望されており、一度に対応することは難しいと考えております。そこで、まずは各行政区のメイン道路や通学児童の多い路線を優先的に順次整備を進め、その他の路線については、行政区と相談の上、破損したU字溝の補修とあわせてふたのみを設置するなどの対応をしてみたいと考えております。

また、地区によっては交付金の対象とならない箇所もございますので、一般財源での事業実施についても関係部局と協議調整し、財政事情などを考慮した上で、交付金事業とあわせて計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 私も市議会議員として、市民の方から要望を受ける、多くの事案というのがやはりこの道路の整備、U字溝であるということです。そのためにも私もしっかりと市民の声を聞いて、行政につなげていきますので、そのときはまたよろしくお願いします。

義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校を指します。2016年時点では、全国に小中一貫校や義務教育学校は301校設置されており、2018年度には義務教育学校が国公立で52校新設されるなど、今後さらに設置校がふえていくことでしょう。メリットとして、中1ギャップの解消が挙げられます。また、9年間を通して一貫したカリキュラムを編成できることも強みであると考えます。

しかしながら、メリットだけでなくデメリットも存在します。子供は9年間同じ環境に身を置かなければならないため、人間関係が崩れてしまった際の怖さもあります。また、9年間同じ生徒同士で生活することによって、高校への進学の際など、新しい人間関係を築くことに対するストレスが下がってしまうことも挙げられます。これらのことも十分踏まえ、奥野における義務教育学校化についての構想をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 奥野地区における奥野小と牛久二中を統合し義務教育学校とする取り組みは、人口減少の進む奥野地区に学校を存続させ、奥野地区の子供たちに9年間の義務教育課程を学ぶ環境を確保し、あわせて地域コミュニティの維持振興を目指して進めているもので、平成28年度から導入している小規模特認校制度の運用とともに実施することでその効果を高めていきたいと考えているものです。

奥野小、牛久二中では、これまでも小規模特認校制度の活用と英語教育の充実などの特色ある教育活動を行うことで、児童・生徒数をふやす政策を実施してきました。そして、その結果として、令和元年5月1日現在、67名の児童・生徒が奥野地区以外から奥野地区の奥野小と

牛久二中に通学しています。

しかし、それでも牛久二中は現在、県南地域で一番小さな中学校となってしまうことから、さらに一步進んだ特色ある活動を進めていくために、来年4月より1年生から9年生までの児童・生徒が在学する一つの学校である義務教育学校とするものです。

ところで、義務教育学校化にはメリットも多くありますが、秋山議員の御指摘のようなデメリットもないわけではありません。しかし、奥野小と牛久二中では、そもそも小規模校であったことから、各学年1クラスの状態で人間関係が固定化されやすいという課題がありました。この課題は、児童・生徒数がふえなければ解決のできないものでありますが、これまでの小規模特認校の活用と特色ある教育活動の実践で令和元年度は奥野小の1・2年生が2クラスになるなど、一定の成果を上げつつあります。

今回の義務教育学校化は、このような成果を今後も持続させていくようにするためのものであり、秋山議員の御心配にも対応する施策ではないかと思われまます。

また、今後についてであります。令和2年4月の開校時には、現在の奥野小と牛久二中の校舎を併用した施設分離型での義務教育学校となる見込みで、1年生から4年生までが現奥野小の校舎で、5年生から9年生までの5つの学年が現牛久二中の校舎での学校生活を想定しています。

しかし、地元住民や保護者の方々との意見交換の中では、施設分離型での学校のあり方に不安を抱く意見も多く寄せられました。義務教育学校化の効果を高めるための教育環境としては全児童・生徒が同じ敷地内での校舎で学ぶ環境は必要であると思いますので、できるだけ早期での施設一体型の実現に向けて次年度以降、検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今、教育長から御答弁いただきましたけれども、牛久市として将来おの義務教育学校こうしていきたいという、その情熱というのが何か伝わってこなくて、再度、できれば市長にでもこの情熱を持って何としてもここを多くの生徒に来てもらいたいんだというような、そういう御答弁をいただけたらなと思うんですけれども、再度御質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も就任当初よりやっぱりこの牛久のまちづくりの根幹をなすものは、私は教育なのかなと、そして教育、そして福祉、そしてなおかつ経済のバランスがよくなければ、これはさまざまな施策ができないわけでございます。ですから、私はとり始めにやったのは、やっぱりこの地域に学校を残す、そういうコンセプトで始まった事業でございました。そして、一定の成果ができた上でまた次の段階に進めていくことも肝要なのかなと、今のものを

さらなる学校づくりにできることは何かないかということで、この義務教育学校で進めています。確かにメリット・デメリットございます。その中でどのようにするか、私の小さいころは、私は牛久小でございまして、牛久小と牛久中学校は隣でございました。義務教育学校ではなかったんですが、地域の中に中学、小学、同じグラウンドでございました。昔はそういうところから始まりました。それが、人口がふえますと中学校と小学校が分離し、そして今のような形態になりました。また、これから何年かいきますと、またこういう形態、義務教育学校みたいに1年生から9年生までの学校がこれから私は地域に根差す、地域と学校を考えた場合はこういうことがあり得るかもしれません。僕はあり得るのかと思います。ですから、その地域に学校を残すコンセプトの中ではやはりこういう課程を、そういうことで再度そういう教育環境に対する、私も一つの挑戦であり、そしてこの成果を見ることによって、これからの牛久の教育の、地域と学校のあり方も大きくまた、これは牛久ばかりではなく多くの、日本と言ったら余りにも大きいかもしれませんが、これから教育と学校と地域の大きな一つの指針となるべく、そして、そういう事例もございます。ですから、そういうことも学びながら、そして義務教育学校をいかにこれからフィードバックするか、これは私たちの大きな挑戦であり、仕事であると感じております。強い熱意を持ってしっかりとやります。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今、市長から力強い情熱を持った御答弁を頂戴いたしましたので、期待をしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

8つ目の挑戦の最後、高齢になっても、1人になっても、死ぬまで住みなれた場所に暮らしていきたいという、それぞれ願いがあります。しかしながら、なかなか願いどおりにならないのが世の常だと思っております。人間決して一人では生きていかれません。大勢の方の手助けがあってこそ生きていかれることでございます。高齢者の元気で安心な暮らしの確保とは、取り組み、構想をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 高齢者が元気で生涯安心して暮らしていくためには、一人一人が健康づくりや介護予防の意識を持ち続け、地域とつながりながら過ごせるよう支援していくことが重要と考えております。

市では、行政区ごとに地域のボランティアの協力を得て「元気教室」、「認知症予防リーダー養成講座」を開催しております。

市民にとって身近な地域で実施することで、地域のつながりと見守りの目が広がり、重度化の防止や早期支援にもつながると考えております。

牛久市においても高齢化は確実に進行しており、直近の9月2日現在の高齢化率は28.3

3%となりました。高齢化が今後もさらに進行していく中、ひとり暮らしになっても地域に住み続けたいという市民の希望をかなえていくためには、地域の相談機関や事業所などの支援者同士が支援の目的を共有した連携を図ることが重要と考えます。このため、来年度は2カ所目の地域包括支援センターを整備して相談機能の充実を図るとともに、ケアマネジャー連絡協議会などの団体と連携を充実させ、さらに多職種で協議する地域ケア会議や在宅医療介護の連携も充実させていきたいと考えております。

また、認知症等の理由により判断能力が不十分になっても、その方の権利を擁護し、生活を支えていくため、今年度は茨城県で初となる成年後見制度利用促進のための中核機関を立ち上げ、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職によるネットワークを構築しており、支援者同士の連携がさらに充実されることとなります。

障害の方も高齢の方も地域の中で安心して暮らしていけるよう、今後もさまざまな方からのお力添えをいただきながら地域のつながりを視点に置いた施策を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 障害をお持ちの方も、高齢の方も牛久に住んでよかったと言っていただけのような優しい取り組みを今後も期待しますので、よろしく願いいたします。

大きな2番目として質問をさせていただきます。選挙の入場整理券についてでございます。

参議院選挙の前にたまたま横浜に住む息子の家を訪ねたとき、目に入ったのが世帯ごとに送られてきた選挙の入場整理券でした。長型3号ほどの封筒にその大きさより少し小さ目の用紙が有権者分入っており、両面印刷され、期日前投票の際もその用紙に必要な事項を記載し、投票ができるようになっていました。県南10市、県南町村を調べたところ、牛久市と同様、有権者ごとにはがきが送付される場所は龍ヶ崎市と美浦村で、牛久の場合は1枚につき62円、割引で54.5円、龍ヶ崎市と美浦村は多少の割引があるとしています。つくば市は世帯主宛てに圧着式の封書型形式で、1枚70円、そのほかの7市3町はつくば市と同様の圧着式の封書形式ですが、82円が割引で56円ということでした。

先日行われた市長選では、本市の有権者数は6万9,619人です。ざっと計算しても379万4,235.5円、郵送料金がかかっています。果たして圧着式の封書型の場合だと郵送料金がどのぐらい削減できるのか、令和元年8月1日現在の世帯数は3万6,482世帯、82円が割引で1通56円と計算すると、204万2,992円となり、175万1,243.5円の削減となります。

圧着式の封書形式となると印刷にコストがかかると言われました。しかし、冒頭で申し上げたように、封書の中に入場整理券を入れ、そして配布したならば、それは印刷を外注すること

もなく、庁内で印刷ができる。そのため印刷のコストがかからない。封書型であれば郵送料も削減されると思います。執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） お答えいたします。

入場整理券の郵送料ですが、本年に実施された3つの選挙において、いずれも約380万円となっております。

議員の御質問で挙げられている圧着式の封書形式、あるいは世帯分の用紙を封入する形式に変更し、1世帯に1通を郵送する方法とすれば、差し出し数が減少することにより、郵送料は削減されると思われます。

一方で、入場整理券を印刷して郵送するという事務全体で見た場合には、変更することで増加すると見込まれる費用もございます。システム改修に要する費用や印刷物に要する費用などです。

圧着式の封書形式、あるいは世帯分の用紙を封入する形式のどちらであっても現行システムの改修が必要になると見込まれ、詳細な仕様が固まらないことから具体的な試算は困難ですが、相応の金額になると想定されます。

また、入場整理券ですが、現状では1枚のA4サイズの用紙から4枚のはがきを作成しており、選挙名や投票日、期日前投票所の施設名といったシンプルな内容のものとして発注していることもあって、印刷業者との契約額は約18万円となっております。これに有権者の住所、氏名や投票所で受け付けをする際に必要となるバーコードなどを担当職員がシステムを操作することによって印字しております。

圧着式の封書形式に変更した場合は、折り曲げや圧着を要する印刷物として発注することとなる上、住所やバーコードの印字も依頼することにより、印刷業者との契約額は100万円から150万円になると想定されます。これに加えて、仮に新たな選挙の概要や投票所の案内図などを掲載したとすると、200万円を下回るとはないと想定されます。

圧着式ではない封書形式に変更した場合には、有権者の住所、氏名やバーコードを印字するための印刷物をこれまでどおり発注した上、内容物を封入する業務を外注しなければならないことが見込まれ、やはり費用が増加すると想定されます。

なお、かつて牛久町の当時において、入場整理券を世帯ごとに郵送していたことがございます。しかしながら、「世帯主宛てに郵送されたが、世帯主が家族全員に渡さなかった」、「選挙権は有権者それぞれにあるのだから、有権者一人一人に郵送するべきだ」といった御意見をいただいたと伺っております。

はがき形式と圧着形式、それぞれの方式にメリットとデメリットがございます。次回に予定

される選挙までの間に費用削減はもちろんですが、改めてさまざまな視点に立って、比較検討し、前例にとらわれずに最適な方法を選択してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今、次長から御答弁いただいたように、次回までにしっかりと検討、コストの面も含めて検討していただき、よりよい方向で市民の皆様方に渡るように御検討をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で3番秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時51分休憩

午前10時58分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番黒木のぶ子君。

〔16番黒木のぶ子君登壇〕

○16番（黒木のぶ子君） 本日の2番目として質問させていただきます。会派は市民クラブ、そして地域政党であります茨城県民フォーラムの黒木のぶ子です。どうぞよろしく願いいたします。

一般質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

根本市長、改めましてこのたびの2期目の御当選おめでとうございます。これからの4年間、市長のリーダーとしての公約に加え、物事を一つ一つ着実に前進させていただき、そして楽しく活気に満ちた安心なまち、誰一人取り残すことのない住みやすい牛久にするため、果敢に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、牛久シャトーへの取り組みについてお聞きいたします。

先般の市議会議員全員協議会資料で示されておりましたように、2万2,892人からの署名や310通の嘆願がありましたように、やはり市民の多くの声は重要文化財の有する観光施設牛久シャトーの復活を待ち望んでいるのかと思われまます。この市民の総意は総意として考えながら、しかしながら、牛久シャトーの再生を議員の立場として、また一市民として真摯に考える必要があろうかと思えます。

オエノンホールディングス株式会社が牛久シャトーの飲食・物販の事業から撤退をなぜした

のか、利益が出なかったからなのか、それとも別の要因があったからなのか、この辺の検証をしっかりとすることが重要ではないかと考えます。

私がこの牛久シャトーへの取り組みについて、一般質問の通告を9月11日にいたしました。9月17日、9月27日、10月7日の全員協議会にて牛久シャトーに関する概要が示されておりますが、第三セクター、新会社への出資金を含め、賃貸契約金の年額、また文化財担当者の常駐による人件費等々の初期投資等ランニングコストのオエノンホールディングス株式会社との負担割合などについて改めて質問いたしたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私の所信表明や、そして先ほどの秋山議員と同じように、かつてオエノンホールディングス株式会社とは包括連携協定締結、そして基本合意と一つ一つ前進するところでございます。相手様が民間企業なので、あちらもいろいろな株主の方、それから会社の方、さまざま手続をして、そういうことになっております。そういうことで、これからの契約につきましても一つ一つまたクリアするものがございます。その中でも約6万6,000平米を年間の5,544万円で、月額462万円で20年間賃借することで合意できました。牛久シャトー関連で見込まれる毎年度の必要経費につきましても、牛久シャトー敷地を新会社に転貸することから、牛久市が支払う賃借料と同額を新会社から牛久市に納める予定でございますが、一方でオエノンホールディングス株式会社からも一部の管理料として年額1,200万円程度、そしてこの1,200万円は牛久市の新会社に出資することになります。

今後レストラン等のテナントが入居する場合においても改修費用、一時的に支出が発生する可能性につきましては、基本的には牛久市が出資する9,500万円に取締役が出資する額を加えた資本金を運転資金として営業利益を伸ばす努力をすることで独立採算を目指すものと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま市長から御説明があったことは、10月7日の全員協議会におきまして、大体この仮称牛久シャトー新会社、概算運営費の積算で示されております。しかしながら、支出と収入でペイになるというような示された積算はありますけれども、この根拠においてちょっと数字合わせではないのかなという疑念が生じてまいります。先ほど申し上げましたが、オエノンホールディングス株式会社がこの間、さまざまな民間での経営戦略を駆使し努力されたと考えますが、牛久シャトーからなぜ撤退に至ったのか、その分析と検証は第三セクターを立ち上げる際に十分に議論されたのでしょうか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

また、20年間という長期にわたる契約期間の中で社会環境の変遷で行政の財政力の衰退や

社会資本の老朽化、極端な人口減少に伴う税収減なども想定されております。ですから、一番問題視したいのは、採算ベースにいつごろまでに乗せることができるのかという目標設定についてはしっかりと設定されているのかどうかお尋ねしたいと思います。ちなみに市民も関心があるので、復活した当初数カ月は足を運ぶかとは思いますが、その後の継続的な利用をされ、そしてその上で利益がどのように上がるか、その利益の確保ができる戦略があるかどうかということでもあります。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

さまざまな分析をしているかというところでございますが、今回、市議会議員全員協議会にお示しさせていただきました概算の運営費等、こちらですけれども、こちらはやはり私どものほうで可能な限りの調査、それからさまざまな情報収集というものを行いまして、オエノンホールディングス株式会社様からも光熱水費等のこれまでの実績などのデータも一部いただいたということで算出したものでございます。ですから、私どもとしましては、現実からかけ離れたものではないと思っているところでございます。そういう意味もありまして、さまざまな分析というのは当然新会社を立ち上げるに当たりまして、この運営費等も含めまして分析をしながら概算、こういうふうに積算したということでございます。

それともう一点、利益の確保というところでございます。こちらにつきましても当然のことながら、先ほど申しましたように、概算運営費さまざまな調査、情報収集して、それほど現実とかかけ離れたものではないというふうにお示ししましたので、これに乗るにはどのぐらいかということですが、これは新会社と民間のベースの新会社のほうとよく話し合いをしますけれども、大体3年程度を目安にこういう収支を合わせるような形で持っていきたいと思っていますところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま部長からこの間お示しいただいた収支につきましては、しっかりとした調査、情報、調査の結果、積算したもので、いかげんなものではないというふうに関心したので、今後、ただ、3年間という長期というか、3年間のスパンの中で収益が見込まれるという間、どれだけ税金を投入していかなければならないかということは、今後の新会社の努力次第かなというふうに関心しておりますので、次の質問をいたします。

牛久シャトーを復活させるために当たって、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ、いわゆるPFIの活用について質問したいと思います。

このたび執行部から示された牛久シャトーの復活には、第三セクターの設立で運営をするということですが、PFIの手法で官と民の連携ということでの経営をすることによって、

先ほど収益が上がるまでのこの3年間というこの間に税金の投入を少しでも少なくするということも含めまして、やはり皆さんの貴重な血税を有効に使うというのは、私たち議員がしっかりと勉強しながら執行部に提案するという、そういうスタンスからの意見でありますけれども、やはりPFIといいましてもいろいろな手法があるわけですね。何も全て民間任せで民間の資金調達ということではなくて、そのお金の集め方もクラウドファンディングとか、いろいろなやり方、例えばPPPみたいなやり方というものもあるわけですから、これにつきましても軌道に乗らなくなったときのための一つの考えるための材料としていただければいいのかなというふうにも思っておりますけれども、やはり民間というのは、多様な情報とか、そういうものを保有しているわけですから、それを引用した経営をするということが先ほど申し上げましたように少なくとも3年間のお金の投入を少しでも減額できるというふうに考えておりますし、第三セクターというと、どうしても今までいろんな第三セクターという形で日本は運用してきましたけれども、ほぼほぼ成功に至らなかったというような事例がたくさんあるわけですから、その辺につきましてもやはり第三セクターということでもありますから、その辺の責任の所在もPFIを活用することで明確になっているのかなというふうに考えられますが、その辺につきまして執行部の御所見をお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

牛久シャトーの管理運営につきましては、あらゆる手段と方策を検討し、熟慮を重ねた結果、今回の第三セクター設立という選択に至りました。これまでテナントや全体的な管理運営を希望するさまざまな企業の申し出内容を拝見いたしました。重要文化財に対する理解度や全体的な運営計画が牛久市や市に寄せられた市民の皆様が求めるものとか離れたものが多々ございました。そうした中で、今のままの牛久シャトーを存続させるためには市主導で管理運営していくことを最善な答えとして導き出した次第でございます。

牛久市が市主導を選択した理由は、100有余年継承されてきた牛久シャトーの文化財としての価値をできる限り保全していくことが本施設を未来に引き継ぐために必要であり、この考え方を民間の経済活動に委ねることは困難であると判断したためでございます。そして、PFIの選択を見合わせた理由もここにあります。

黒木議員の御指摘のとおり、資金調達を考えることで税金の投入を少しでも削減する取り組みは非常に重要なことであると認識しております。しかしながら、企業や市民から出資を募ることが資金面でメリットとなる一方で、株主がふえることはスピーディーな会社経営を妨げることにつながると考えられます。そのため現段階においては、市主導で新会社を運営してまいります。今後、会社運営が軌道に乗り、順調に利益を伸ばせるようになった時点で出資を募

る可能性は十分でございます。

民間のノウハウの活用につきましては、新会社に民間の人材を登用することで経営のノウハウを取り入れ、早期に収益が上がるよう経営計画を立て取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁をいただきましたが、その中で熟慮の結果、第三セクターの設立を選択されたとのこと。その理由は重要文化財の牛久シャトーの永続的な保全が必要であるとのことですが、市民ともども心配しているのは、民間企業が撤退した事業を自治体が賃借し、第三セクターの設立で経営していくことは、通常の自治体の業務からは大変かけ離れている分野ではないかということであります。市が主導権を持ちながら人選に対し類いまれなる経営感覚を持った、そして稼ぐ力やもうける力を持っている対象となるような人物の目星はされているのでしょうか。この辺について個人名は結構ですが、大体簡単なこと、答弁でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 新会社のいわゆる取締役といいますか、メンバーということになるわけですが、私どもも民間の力をかりたいということがありますので、そういうふさわしい方を、どういう言い方をしているかわからないんですが、何名かピックアップといいますか、それで今本当にどういう方がいいかということを含めまして、人材を含めまして検討しているという状況でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 期待するところは、いわゆるトップになる方の能力、裁量、本当に今この社会の中でどんどん経済の劣化や社会保障の負担等がふえていの中で、どのような営業戦略を練って、どのように利益を出していくのかというのは大変難しい状況かと思っておりますので、今後の問題といたしましては、請う御期待ということで、私も期待しているところであります。

次に、犯罪被害者の相談窓口について質問をいたします。

日本は治安がよい国と言われておりましたが、年々さまざまな犯罪が増加傾向にあり、治安がよいとは言いがたい状況にあります。そうした中、犯罪の被害者やその家族を支援する相談窓口がことしの4月までに全ての市区町村に設置されたとのこと。しかしながら、8割の人がそのような窓口の存在を知らない状況だと言われております。

この相談窓口については、2005年に施行されました犯罪被害者基本法に基づき都道府県と政令指定都市では2011年までに整備され、また市区町村におきましては2019年、こ

としの4月までに全国1,721の市区町村においても全て設置完了済みとのことです。

この相談窓口の機能は、犯罪被害者や家族を対象に心身のケアとともに、経済的な支援についても相談ができるとのことです。

2018年1月に警察庁がアンケートによる調査をした結果、犯罪被害に遭っても約4割が誰にも相談をしなかったと言われております。その理由として、例えば児童虐待では低年齢だったため、誰かに相談するということに思いが至らなかったという人が73%となっております。すぐに相談できる窓口ということが頭に浮かんできたならば、この73%は相談ができたというふうにと考えるとところであります。せっかくこのように相談窓口が開設されても73%の人たちがその相談の存在すら知らなければ、せっかく国が税金を投入しても何の意味もないことです。市民に対しましても学校での児童・生徒に対しましても、犯罪に巻き込まれたらすぐ相談というふうな合い言葉のように周知する必要があるかと考えます。執行部の御所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 私のほうからは市民への周知についてお答えいたします。

警察庁発行の令和元年版「犯罪被害者白書」によりますと、平成31年4月現在、政令指定都市を除く全国1,721市区町村全てにおいて総合的対応窓口が設置されており、当市も総務課が相談窓口となっております。当市では、毎年1回、犯罪被害者週間キャンペーンとして市内スーパーマーケット前において、阿見町、牛久警察署及び牛久市社会福祉協議会と合同で声かけをしながらチラシ及びポケットティッシュを配布し、各種相談窓口の周知をしております。

今後はホームページ及び広報紙へ掲載するなど、さらなる周知に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 続きまして、学校での教育についてお答えいたします。

犯罪被害については、日ごろから児童・生徒に対して不審者等の被害も含め、何かあったらすぐに保護者や学校の先生に相談すること、またはさまざまな相談窓口相談することを伝えていきます。

最近の事例では、女子中学生が虐待の案件について養護教諭に相談して事実が明るみに出たケースがあります。また、ほかの女子中学生の虐待の案件では、県の相談窓口本人が電話して発覚したケースもあります。また、STOP i tの利用により、小学生のお金の強要が発覚した事例もあります。

このように、ふだんからの広報活動がいざというとき大きな問題にならず、解決へとつなが

っています。

今後も具体的な相談窓口として、牛久市教育委員会の教育センターきぼうの広場、中学校ではスマートフォンやパソコンから相談できるいじめ相談アプリSTOP i t、国が整備した「24時間子供SOSダイヤル」や「子どもの人権110番」、県の「子どもホットライン」、NPOの相談窓口「チャイルドライン」など、さまざまな相談窓口をお知らせして、一人で悩まないですぐに相談できる体制を整えていきます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今、教育長から御答弁がありましたように、ふだんから児童・生徒にそのように教えていただければ、大人になっても何か遭遇したときにすぐ相談という、そういう認識の中でいろいろ思い悩んで自殺をしたりというようなことが少しは少なくなっていくのかなと考えますので、本当に牛久の場合、あちこちで学校のいろんなそういう犯罪とか、そういう大切な社会の宝の子供たちが巻き込まれているということもありますので、今後もその辺につきましても、引き続きお題目を上げるように常に教育というか、お知らせをしていただければと考えているところです。

続きまして、被害者がやはりいろんな形で年齢もさまざまですし、被害の内容もさまざまなことから、的確かつ迅速な対応ができる支援制度というふうに考えているところでありますので、そういうところにすぐに社会福祉士や臨床心理士、また精神保健福祉士などの専門職の配置が必要ではないかと考えておりますが、執行部の御所見を伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 令和元年版「犯罪被害者白書」によりますと、専門職を配置している地方公共団体は5都道府県、8政令指定都市、80市町村となっております。公益社団法人全国被害者支援ネットワークでは、犯罪被害者相談員及び犯罪被害者直接支援員といった専門的な研修を受けたボランティアの育成をしており、全国の被害者支援センターに配属しております。

現在、当市では固有の専門職員を抱えるのではなく、被害者支援センターと連携して市は相談の入り口の役割を、また同センターはより専門的な対応ができるよう役割分担をしまして、被害者支援の体制を構築しております。

また、茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室においても犯罪被害者支援相談窓口専門職員は配置しておらず、必要に応じて関係部署、関係機関、団体等に連携する対応をしているところであります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 本当に専門職は必要でありますけれども、何も特別にかかわると

いう専門職ではなくて、すぐに犯罪の支援をできるというような取り次ぎができれば何ら問題はないわけですから、その辺の取り次ぎに関しましてしっかりやはり市民の安全・安心を考えましたときにやっていただければと思います。本当に全国の市区町村では、設置されているところというのは、今おっしゃったように少ない設置状況ですけれども、それを踏まえながらもやはり少人数の専門職が対応するというとあっちもこっちもというふうになるとなかなかその対応に行き着かないということもありますので、その辺もしっかり加味した形で牛久市におきましては対応していただきたいと考えているところです。

そして、また警察の連携についてであります、今までニュース等で報じられております事件について言えば、目黒の児童虐待も野田の児童虐待も警察と児相がしっかりタックルを組んで、そごがないように密に連絡を取り合っていれば最悪の結果にならずに済んだのではないかと考えます。犯罪被害者に対し、警察との連携、この連携を牛久市はどのようにして対応しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 警察庁において都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修に警察庁職員を講師等として派遣しており、当市担当者もその研修に参加しております。研修では各地方公共団体における犯罪被害者支援に関する連絡先を一覧にまとめました資料及びパンフレット等を提供していただき、連携・協力が必要な事案が発生した場合に備えております。

今後、茨城県において警察庁が主催する市町村職員を対象にした研修会が実施される際には積極的に参加し、警察との連携を今以上に強化してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） しっかりと警察との連携がなされているし、そしてまた市の職員の研修等でその辺の方法論につきましてもお互いに共有し合いながらやっているということで市民のほうにもその辺の安心を伝えたいと思います。

最後に、ワンストップ支援について質問をいたします。

犯罪被害の中でも性犯罪に遭った場合、他人に知られたくない、誰にも言えないという理由からなかなか表面化しづらく、一人で悩み、被害者の生活や人生まで変えてしまうという事例がたくさんあります。現社会の暗部というような形で児童虐待同様、性暴力による被害者も増加しているというふうに考えましたので、私たち茨城県民フォーラムの女性議員たちとことしの8月、京都市の持続可能な社会を目指すSDGs、そして大阪市阿倍野区にあります特定非営利活動法人性暴力救援センターウィメンズセンター大阪の視察研修に行きました。その説明の中で驚きましたのは、3年間に1万件を超える電話相談があり、被害者支援の人数も557

人と大変な人数であることがわかりました。それに加え、この被害者の64.1%が未成年者であり、その約半数が警察には行かず、1割強が妊娠していたとのこと。この救援センターは、阪南中央病院の産婦人科の医師が立ち上げ、この医師が中心となりまして法医学医師、弁護士、警察等がしっかり連携しての支援をするものであり、そして被害に遭った方のつらい経験を何度も説明するというようなことは必要がなく、しかもお金のない被害者には無料で対応するとのこと。また、このような先ほど申しましたように、誰にも言えないとかいうような、そういう性暴力というのは、なかなか女性の問題でなかなか言えないということで、牛久の数字等は存じ上げておりませんが、やはり牛久市でもしっかりとその体制を整え、性被害に遭ったときの相談窓口の一本化等で被害者に寄り添った支援を考える必要があると思いますが、執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 現在、茨城県内では、茨城県公安委員会指定の犯罪被害者早期援助団体である公益社団法人いばらき被害者支援センターが設立されており、ワンストップ支援センターの役割を担っております。さらに、同センター内に性暴力被害に特化した性暴力被害者サポートネットワーク茨城が設立されております。

当市でも茨城県主催の担当者会議や研修会を通じて同センター、茨城県警察本部及び関連機関とのつながりを構築しており、連携して被害者支援を行う体制を整えております。

市の相談窓口にて相談者から内容を聞き取り、別の担当課、また担当機関に連携する際には、内容を詳細正確に伝達し、相談者が同じ内容を繰り返して説明することがないように努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 先ほど申しあげましたように、各都道府県、政令都市、1カ所につくられているとは言いますが、茨城県の場合、常磐大学の図書館の奥のほうにというような情報もありますので、そういう結果、相談件数も年間4件、今までつくられてから4件ですかね。そういう本当に低い数字が報告されておりますので、やはりこの辺につきましては、牛久市も他人事ではなくしっかりとベッドタウンということはたくさん子供たちもいますし、そういうストーカーに遭ったりしている子供たちもたくさん聞き及んでおりますので、その辺につきましてはしっかりと取り組んでいく、その体制づくりをぜひ構築していただければと思っていますところ。以上です。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で16番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

次に、1番鈴木勝利君。

〔1 番鈴木勝利君登壇〕

○1 番（鈴木勝利君） 公明党の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通告順に従って質問させていただきます。

まず最初に、ドライブレコーダー購入等補助制度の導入についてでございます。

一昨年の2017年6月2日、神奈川県足柄付近の東名高速道路下り車線において、追い越し車線に停車していたワゴン車に大型トラックが追突し、ワゴン車に乗っていた夫婦が死亡、2人の娘さんを含む合わせて4人が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。いわゆる東名高速夫婦死亡事故でございます。周知のとおり、このワゴン車は直前のパーキングエリアでトラブルになった男にあおり運転をされ、進路妨害を受けてやむを得ず停止させられていて、それが事故につながったとして当該男は自動車運転処罰法違反などの疑いで逮捕され、翌2018年12月14日、横浜地方裁判所で危険運転致死傷罪により懲役18年の判決を受けたものでした。この事件、事故によりあおり運転の危険性が社会的に大きくクローズアップされ、警察もあおり運転の取り締まり強化を開始しましたが、その後も全国各地で悪質なあおり運転は繰り返され、その模様はユーチューブなどの動画を通して全国に配信されておりました。

ことしの8月10日には、ここ茨城県守谷付近の常磐自動車道で男女が乗っていた車に対し執拗にあおり運転を繰り返していた男が無理やり車を停止させ、あおり運転の被害を受けた運転者を殴ってけがをさせたという事件が発生いたしました。この事件に関しては、被害者の車に設置されていたドライブレコーダーがあおり運転の車とその男、その同乗者の女の様子を克明に記録しており、その映像が決定的な証拠となってあおり運転の男女の逮捕につながりました。

さらに、先日9月8日には、愛知県の東名高速道路上り車線であおり運転をした上にエアガンで発射するという信じられない事件も発生しております。

さて、警察庁によると、昨年1年間であおり運転をした場合などに適用される道路交通法違反の車間距離保持義務違反で全国の警察によって摘発された交通違反は、1万3,025件に上り、前年の1.8倍になったことが判明いたしました。この摘発件数の増加は、パトカーや白バイに加え、ヘリコプターも使ってあおり運転取り締まり強化を図ったことが起因しております。さらに極端な幅寄せや不要なブレーキ操作といった危険な行為で運転者に対して強い恐怖心を感じさせたり、死傷させたりした悪質なケースでは、ドライブレコーダーの映像などで客観的証拠を収集できた場合は、刑法なども適用されたということです。

そこで、まず最初に、本市であおり運転をした場合などに適用される道路交通法違反の車間距離保持義務違反で摘発された件数やその状況をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） お答えいたします。

いわゆるあおり運転とは、特定の違反行為を指し示すものではなく、運転に伴う悪質・危険な行為の俗称であり、交通違反として検挙されるものに限りません。

また、交通違反の検挙件数につきましても、市町村別では公開されておりませんので、牛久警察署に問い合わせをいたしましたが、本市のであおり運転の検挙件数についての回答はいただけませんでした。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 承知いたしました。

あおり運転に遭遇した場合、決してあおり返したりせず、安全な場所に停車し、ドアや窓をロックし、危険な場合は110番通報するなど、冷静な対処が求められます。同時に被害の実態を記録し、警察の捜査や裁判所への告訴の有力な証拠となるドライブレコーダーの設置はあおり運転の有力な対策になります。同乗者がいればスマートフォンやデジタルカメラ等での撮影も可能ですが、ドライブレコーダーは自動的に相手の車や運転者、同乗者、周囲の状況等を鮮明に記録してくれます。過去のさまざまな事件、事故での事例がそれを物語っております。最近では、あおり運転事件、事故の影響もあり、ドライブレコーダーが急速に普及していると報道されております。また、ドライブレコーダーはあおり運転対策のみならず、運転者がヒヤリハット交通事故を起こしやすい運転行動を振り返って客観的に確認することができるため、運転者が自身の運転特性を把握し、その反省を生かして安全運転に対する意識を向上させることもできます。さらに、交通事故時にヒヤリハット時の映像をもとにして交通安全教育に生かすことができます。車の周囲の状況を把握し、犯罪抑止効果や犯罪行為、記録保存のための防犯カメラとしての役割を担うこともできます。これらを踏まえ、国土交通省では新車に対してドライブレコーダーの搭載を義務づけることを検討しております。また、神奈川県湯河原町や奈良県五條市など、全国の自治体の中には安全運転の意識向上と交通事故の減少、犯罪の抑止を目的としてドライブレコーダーの購入や設置取り付けの費用への補助を行っているところがあると聞いております。今年10月からは県内の境町でも町民を対象に購入費用の助成が始まりました。そこで、具体的にどれぐらいの自治体でドライブレコーダー購入等の補助を行っているのかお聞かせください。また、その補助の内容もあわせてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） ドライブレコーダー設置に対する費用補助制度は、議員御案内のとおり、県内では境町が本年10月から実施をしております。

全国的には、静岡県藤枝市と群馬県大泉町が本年4月より、神奈川県松田町が本年8月より実施をしております。神奈川県湯河原町は平成30年4月から実施中、奈良県五條市は平成2

7年から実施をしておりましたが、来年度以降の事業実施予定は今のところないとのことでございました。

県単位での助成につきましては、鳥取県が全国で初めて10月下旬より助成を開始することとでございます。

助成の内容につきましては、おおむね費用の2分の1を助成しているところが多く、また、その上限を3,000円、または5,000円としているところが多い状況です。

また、ドライブレコーダーについては、市内で購入したものに限り。また、ナンバープレートが読み取れないといけないということで、200万画素以上で常時録画が可能なものとしているところが多いという状況です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 本市のドライブレコーダー購入等補助制度についての考えをお聞かせください。また、本市での本制度の導入の考えについてお聞かせいただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市としては、交通安全に寄与する効果等について、さらに調査研究を尽くした後、実施の可否を検討したいと考えております。

なお、ドライブレコーダーは犯罪抑止効果や記録された映像に犯人や不審者の特定に結びつくケースもあることから、市の公用車や市内事業者が使用する車両に設置されたドライブレコーダーを動く防犯カメラとして有効活用できるよう、警察とも協議の上、検討してまいります。

○議長（石原幸雄君） ここで鈴木勝利君に申し上げます。

ただいま質問をされておりますドライブレコーダーについて、再質問はありますか。

○1番（鈴木勝利君） ありません。

○議長（石原幸雄君） なければ、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

午前11時48分休憩

午後 1時02分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番鈴木勝利君の一般質問を継続いたします。

鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 午前中のドライブレコーダーへの最後のところ、つけ加えさせていただきます。

本市でもぜひとも検討をお願いいたします。本来であれば、ドライブレコーダーなどなくても一人一人の安全運転とモラル、責任のもとに安全な車社会を築いていくべきです。しかしな

がら、悪質な運転行為をするドライバーの存在や車そのものの危険性、突発的な出来事などを考えた場合、自分や自分の家族は自分自身で守らなければなりません。ドライブレコーダーの設置という交通防犯対策に対して本市でも真摯な取り組みと支援をよろしくお願いたします。

続きまして、次の質問に移ります。学校の働き方改革についてです。

去る6月19日に発表された経済協力開発機構OECD加盟48カ国地域小・中学校教員らを対象に勤務環境などを調べた国際教員指導環境調査(TALIS)で日本の教員の週当たり仕事時間が小学校で54.4時間、中学校で56時間と加盟国中最も長く、ちなみに48カ国平均は中学校で38.3時間です。しかも中学校では、2013年の前回調査と比較して約2時間も長いという結果が発表されました。以前より教員の長時間労働が問題視されてきましたが、その問題が改めて浮き彫りとなると同時に、依然改善されていない現状も明白になりました。

また、昨年2018年の公立小学校採用試験競争率、受験者数を採用者数で割ったものですが、これが3.2倍となり、7年連続で減少し、ちなみに2000年は12.5倍でした。競争率が2倍を切る自治体もあり、教員の質の低下が懸念されております。原因としては、経済状況好況による民間企業への流出、採用者数の増加などが挙げられますが、昨今の教育現場の過労死ライン、厚生労働省によりますと、発症前2カ月ないし6カ月に時間外労働月80時間、発症前1カ月に時間外労働月100時間を超えるような長時間労働の実態が大きく影響していると言わざるを得ません。実際、過労死と認定された教員は、地方公務員災害補償基金によると、2016年までの10年間で63人にも上っております。5年前まで公立の小・中学校の教育現場に身を置き、早朝より深夜まで仕事に追われ、さらに帰宅してからも仕事を持ち込む毎日を送っていた自分自身や多くの同僚の先生方の姿を振り返ると、まるでそうした毎日が当然であるかのごとく過ごしておりましたが、それがいかに異常なものであったかを今では改めて痛感しているところでございます。

さて、ここ数年にわたって文部科学省もこうした教師の厳しい勤務の実態を明らかにするために調査を続け、改善策を打ち出してきたところですが、本年1月25日中央教育審議会において新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申、以下答申と述べますが、が取りまとめられました。ここでは学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って、みずからの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることでみずからの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることと言われております。したがって、子供のためという1点のみで長時間労働も辞さないという、これまでの教師の働き方を見直すことが第一歩ではない

かと考えます。それは決して子供のために度を外視することではありません。むしろ子供のためにこれまでの働き方を変えていかなければなりません。答申でも「子供のためであればどんな長時間勤務もよしとするという働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは子供のためにならないものである」と述べているように、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるように、これまでの長時間労働を初めとする教員の働き方を是正していかなければなりません。残念ながら、いまだに教員の負担感といっても、「先生を楽にさせてどうするのか」、「子供たちと達成感や充実感を共有し合えれば負担感など感じない」などと公言する職員もおりますが、本質を見誤った旧態依然とした態度としか言いようがありません。こうした態度を改めなければ今回の改革を進めていくことはできません。同時に働き方改革は、保護者、地域の理解が不可欠です。教育委員会はこの点を特に重要視して、理解を深める努力を推し進めていただきたいと考えます。

さて、前置きが長くなりましたが、本答申及び本年3月18日に各都道府県知事、各都道府県教育委員会等に文部科学事務次官より通知された学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について、以下通知と呼びます。を踏まえて、本市の現状と取り組み、今後の展望等をお聞きしてまいります。

まず最初に、現時点での市内小・中学校教員の療養休暇者数とその原因についてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） インフルエンザ等による短期の療養休暇取得者を除き、平成30年度中に療養休暇を取得した者は5名おります。内訳といたしましては、1月以上3月以内の療養取得者が3名、3月以上6月以内の者が1名、6月以上の者が1名であり、平成30年度中に休職となった者はありません。うち1名が今年度にも引き続き休みとなり、休職となっております。原因としましては、妊娠に係るものが2名、精神疾患以外の病気が1名、精神疾患が2名となっております。

今年度これまでに療養休暇を取得した者は、軽微なものを除き5名であり、1月以上3月以内が4名、3月以上が1名です。うち1名は休職となり、現在休職者は2名おります。原因としましては、6名全員が精神疾患となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 療休をとられている先生方の原因はさまざまであろうかと思いますが、その中で長時間労働が起因していると思われる方もいらっしゃるかと考えます。

さて、通知では、1、勤務時間管理の徹底と勤務時間健康管理を意識した働き方の推進、2、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化、3、学校の組織運営体制のあり方、4、学校にお

ける働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等の4点を柱にして述べておりますので、これに従って順次質問をいたします。

昨年2018年7月の労働安全衛生法の改正により、本年4月より校長や服務監督権者である教育委員会に勤務時間管理の責務が改めて明確化されたことを踏まえ、通知では教職員の勤務時間管理を徹底するよう求められておりますが、本市では具体的にどのように管理されているのかお伺いいたします。

また、本年1月25日策定された公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインでは、教師の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間、いわゆる超過勤務時間が1カ月で45時間、1年間で360時間を超えないこととするよう定められておりますが、本ガイドラインの実効性を担保するために公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定、保護者や地域住民等に対する周知徹底等、服務監督権者である教育委員会の取り組みについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 牛久市の学校における教職員の勤務時間の管理方法としましては、平成30年2月に全小・中学校でタイムレコーダーを導入し、同年4月より運用しています。出退勤時間を電子データで管理することで、勤務時間の実態を把握しています。

勤務時間の上限に関する方針について、牛久市教育委員会で明文化したものはございませんが、平成31年1月25日付で文部科学省が制定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに基づき、超過して在校している時間が45時間を超えないように各学校長のもと指揮監督を実施しているところです。

なお、前述しましたガイドラインでは、教育委員会は本ガイドラインを参考にしながらそれぞれにおいて所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定することと明記されておりますので、今年度中には方針の策定を実施したいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 次に、通知では「児童・生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこと」とあります。

さらに、平成28年度、教員勤務実態調査において、小・中学校の教師は正規の勤務開始時刻よりも平均で45分早く出勤している実態がうかがえますが、実際教師の所定の勤務時間を意識した登下校の設定をしているのか。また、それを保護者に周知しているのかお聞きいたします。

また、昨年3月スポーツ庁が策定した運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン及び12月に文化庁が策定した文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインでは、適切な部活動の時間や休養日の設定をうたっておりますが、これらに関してはどのような設定を行っているのかお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 市内の小・中学校における児童・生徒の登校時間は、おおむね8時から8時10分ごろに設定されており、また下校時間はおおむね16時前には1日の日課が終了して、その後には下校となることから、原則勤務時間内での対応となっています。

しかしながら、朝早く来て教室で子供たちを出迎える教師も多くいることから、職員の勤務時間を早くして、退勤時間も早く切り上げている学校もあります。

また、奥野小学校ではスクールバスを運行しておりますので、効率的な運行の視点から最初の便の到着が7時半となっており、先生方はその時間までには既に学校に来ていなければならないため、運用面での調整をしています。

なお、多くの小学校では、登下校に地域の方々の御協力がありまして、教員が校外に出ることがなくなっています。

部活動についてですが、牛久市運動部活動の運営方針において、部活動の持つ教育的価値を認めながらも、それが長年の教師の献身的な取り組みに支えられたものであり、教育課題が複雑化、多様化している現在、従前と同様の運営体制では維持が困難になっておりますので、子供たちへの部活動の教育的な意義や質を落とさず、部活動を持続可能とするため、活動時間等について定めています。

この運営方針では、休養日を週当たり2日以上設けることとし、平日は少なくとも1日、土曜日または日曜日のいずれか1日以上を休養日とすることとしました。また、長期休業中も同様とするとともに、学校閉庁日を含む1週間程度の休みを設けることとしました。平日の活動時間は2時間程度とし、完全下校時刻は最も遅いときでも18時として、休日の活動時間も3時間から4時間としています。さらに、原則として朝練習は行わないこととし、朝練習ができる時間を総合体育大会と新人体育大会のそれぞれ1カ月程度前からとしています。

これからも教師の働き方に大きく影響を与える部活動につきましては、国の制度改革を待つとともに、PTAやコミュニティ・スクールの学校運営協議会などと相談しながらよりよい方向について検討してまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 続きまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特

別措置法第5条及び第6条に規定されている正規の勤務時間を超えて勤務させる場合の公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合の基準を定める政令で定められている業務、いわゆる超勤4項目ですが、1つ、校外実習その他生徒の実習に関する業務、2つ、修学旅行その他学校の行事に関する業務、3つ、職員会議に関する業務、4つ、非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務がありますが、通知では超勤4項目以外の業務について、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にやむを得ず命じざるを得ない場合には、服務監督権者は正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底することとありますが、実際に超勤4項目以外の業務を命じることがあるのか。それは具体的にどのようなものなのか。そして、その場合、正規の勤務時間の割り振りを適正に行っているのか伺います。

あわせて教職員が確実に休日を確保できるように学校閉庁日の設定など長期休業期間における取り組みや、保護者や外部からの問い合わせ等の対応を理由に時間外勤務をすることのないように留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備がどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立学校の教職員に時間外勤務を命ずる場合は、議員御案内のとおり、政令で定められている業務、いわゆる超勤4項目に限られております。この4項目以外は、校長は時間外勤務を命ずることができなくなっており、朝の登校指導や夕方の保護者対応、外部からの問い合わせに時間外勤務を命ずることはできなくなっております。やむを得ず時間外勤務を命ずる場合は、勤務を割り振ることとなっております。

しかし、実際には、例えば小学校では、朝の児童の教室での迎え入れから始まり、担任が全ての授業の指導を行い、休み時間の見守り、給食の指導、そして安全のための下校の付き添い、見守りと休憩時間どころかトイレに行くのも難しい状況であります。その日学習した児童のノートの評価やテストの丸つけ、翌日の授業の準備、調査物の回答等の事務仕事は当然児童の下校を終えた16時ごろから始まることとなり、多くの学校の正規の勤務時間が16時30分前後であることを考えると、超過勤務になるのが避けられない状態が長く続いているのが現状であります。中学校におきましても部活動など、内容は異なりますが、超過勤務が避けられない現状は同様であります。これらについては、教職員には給料月額4%の教職調整額が支給されているものの、勤務の割り振り等は行われず、まさに一人一人の教師の献身的な努めにより学校現場は成り立っている状況が長く続いているのが現状であります。

これらを受け、市教育委員会では少しでも市内教育職員の勤務時間短縮のため、昨年度より学校閉庁日を定めました。これは、夏休みのお盆期間中、具体的には8月13日から16日の

4日間、県民の日である11月13日、冬休みの12月28日の計6日間を学校閉庁日として、日直も置かず、教職員が休めるようにしたものであります。長期休業中もさまざまな業務を行ってきた学校現場において、まとまった休日がとれると好評であります。

また、電話の応答サービスも始めました。平日の18時30分から翌朝の7時30分、また休日に学校に電話をすると緊急の場合には市役所に電話をするように応答サービスが流れるものです。保護者等の御理解、御協力もあり、苦情等もなく運営できております。これにより時間外勤務をしている職員が電話対応することなく、業務に集中して取り組めるようになったと現場の声は好評であります。

さらに、給食費の公会計化、学校事務の共同実施、部活動の外部指導者など、教職員が時間外勤務をしなくて済む手だてにつきまして、今後も引き続き検討をまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） では、次に労働安全衛生管理についてお聞きいたします。

通知では、労働安全衛生法により義務づけられている労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反であると断じられておりますが、これに対して何らかの必要な措置が行われているのか。また、法に定められているストレスチェックの実施状況についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 労働安全衛生管理体制の整備状況につきましては、小・中学校における安全衛生管理体制の充実のため、平成30年3月に牛久市立学校衛生管理者等設置規則を定め、職員数が50名を超える中根小学校において昨年度、衛生委員会を設置し、開催いたしております。

さらに、ストレスチェックの実施につきましても、牛久市教育委員会ではフルタイムで勤務する教職員及び事務職員全員を対象として毎年2月に労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施しております。昨年度の実施状況は、ストレスチェックを382名の職員が行い、そのうち希望する1名が産業医のカウンセリングを受けております。本年度も引き続き職場の労働安全衛生管理に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 答申や通知、勤務時間に関するガイドライン等、今般の教員の働き方改革に関する一連の取り組みについては、学校管理職はもとより、全ての教職員の意識改革が不可欠です。したがって、それを踏まえた管理職の育成や教職員の研修の実施、学校経営方針、人事評価への明示、学校評価への位置づけ等、それらの取り組みをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校の働き方改革を進めるためには、校長を初めとした管理職のマ

ネジメント能力は必要不可欠であると考えます。

市教育委員会では、毎月実施されている定例校長会に参加し、ここで働き方改革に関する話や各学校の取り組みを紹介することにより、働き方改革推進のための管理職のマネジメント能力を高める取り組みを進めています。また、市町村をまたいだ管理職の研修会も行っており、そこでも各学校の働き方改革の情報共有を行っております。

また、校長先生と職員による組織目標の達成状況の面談においては、先生方の本務である授業に目的、目標を絞り込むことができるようにすることで、精選・重点化の視点をより明確にして業務改善に努めています。

教職員は、県の職員としての人事評価を行っておりますので、教職員の負担も考え、市独自の人事評価については今のところ行う計画はございません。

業務改善や地域の力の導入のための意識改革には、学校評価の役割も大きいと思います。今後、学校評価に働き方改革の視点を盛り込むことについては、検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、次に、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化についてお聞きいたします。

答申、通知では基本的な考え方として、「学校における働き方改革を確実に進めるためには、都道府県教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれの役割について、これまで以上に本気で取り組むことが必要である。特に服務監督権者である教育委員会においては、学校を支援する立場から教育委員会の職員一人一人が学校における働き方改革の必要性を認識した上で、教育委員会として域内の学校における働き方改革に係る方針、計画等を示し、みずから学校現場に課している業務負担を見直すこと。そして、地域社会と学校の連携の起点、つなぎ役として前面に立って所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取り組みを積極的に行い、学校に課されている過度な負担を軽減することに尽力すること」と明記されております。すなわち、学校の働き方改革の成否の鍵は何よりも教育委員会の姿勢にあると言ってもよいでしょう。

さて、答申では、これまで学校教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に議論すべき代表的な業務について法令上の位置づけや従事している割合、負担感、地方公共団体での実践事例を踏まえつつ14の業務に分類し、そのあり方に関する考え方を示しております。

まず最初に、基本的には学校以外が担うべき業務とされている登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童・生徒が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整について、実際に学校以外が担うようになったのか、あるいは

今後担うように計画されているのかお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 基本的には学校以外が担う業務として、国は登下校の見守り、放課後や夜間の見回り、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連携を挙げています。

登下校の見守りでは、現在はほとんどの小学校でボランティアの方々が協力してくれており、下校指導まで面倒を見ていただいているのは、向台小、神谷小、牛久二小、牛久小などです。

放課後や夜間の見回りは、保護者や地域住民からなる青少年相談員の方々が中学校区ごとに月1回程度夜間パトロールや各種施設への巡回訪問を行っています。

学校徴収金の徴収・管理につきましては、給食費の公会計化を平成23年度より実施しております。また、就学援助費については、これまでは学校で現金化して直接保護者に手渡していたものを、今年度より未納がない家庭には保護者の口座に直接支給しております。牛久二小では、業者にインターネットバンキングでの支払いの試みも始めております。

地域ボランティアとの連絡調整では、地域学校コーディネーターが各学校ごとに二、三名配置されており、学校と地域をつなぐ役割を担っています。例えば、牛久二小では地域学校コーディネーターの席が職員室に設置されており、授業の中で支援してほしい内容について直接教員が依頼できるようにしてあります。これまでに音楽会の講師などを紹介いただき、授業の質の向上に役立ちました。

子供たちに質の高い教育を保障する学校づくりを行うためには、授業の準備や自己研さんを行う時間が必要です。学校運営協議会等を通して基本的には学校以外が担うべき業務の軽減を図れるよう、さらに検討してまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 次に、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務とされた調査・統計等の回答等、児童・生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動について教師以外が担うようになったのか、あるいは教師の負担が軽減されたのかお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として、国は調査・統計等への回答等、それから児童・生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動を挙げております。

調査・統計等への回答には直接関係ありませんが、先生方の業務に市文化祭における書道・絵画の出展準備があります。今までは先生たちが子供たちの作品を中央生涯学習センターに持っていき、多目的ホールで展示準備を行っていました。これを今年度からは、働き方改革の一

環として教員にかわり地域学校コーディネーターや市の職員が行うようになりました。

また、校内で先生方が互いに授業を見合うときには、自習となった学級に保護者や地域の方による学習見守りボランティアが入っています。このため、教員はじっくりと研修を行うことができている。この学習見守りボランティアも地域学校コーディネーターが中心となって行っています。

部活動については、教員の研修や授業準備を行う時間の確保のため、下根中では地域学校コーディネーターが筑波大学で教員を志望している大学生などを指導者として招き、各部活動合同での基礎トレーニングなどの実施を検討しております。

また、牛久市では今年度より全校で一斉に体力テストの集計を業者に依頼し、今まで教員がデータを入力していた事務負担を軽減いたしました。就学援助費手続の簡潔化についても実施し、直接保護者に振り込むことにより現金の取り扱いを軽減しています。

このように外部の方の人材活用や手続の簡素化等を進めておりますが、今後も工夫改善をしながら学校の業務だが必ずしも教師が行う必要のない業務で軽減の図れるものを精査・検討してまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 続きまして、教師の業務だが負担軽減が可能な業務とされた給食時の対応、授業準備、学校評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童・生徒、家庭への対応について具体的にどのような負担軽減策がとられているのかお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 教師の業務だが負担軽減が可能な業務のうち、まず授業準備では、今年度大型モニターが全ての教室に導入されまして、タブレットパソコンもセットになって配置されました。また、デジタル教科書も小学校3年生から中学校2年生まで社会科や理科で導入され、授業準備についても効率化がされています。

学校行事等の準備では、牛久一中の夏休みに行う職場体験学習で学校運営協議会や地域学校コーディネーターの皆さんが教員にかわって事業所探しや手配を行いました。

学習の評価や成績処理等の負担軽減については、業務の効率化が期待できる統合型校務支援システムの導入について、令和2年度に向けての検討を現在行っているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 次に、教師に対する過度な負担を抑えるためにもチームとしての学校としての観点から、事務職員に加え外部人材の参画、確保が必要になってきます。本市でのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活指導員等の配置の状況についてお聞

かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） スクールカウンセラーの配置状況です。現在、市内の小・中学校に県派遣のスクールカウンセラーが3名、1人当たり年間216時間配置されております。各校ごとの配置時間数は学校によって異なっており、決して十分な配置時数とは言えません。そこで、牛久市では教育センターきぼうの広場の臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校からの要請により対応しております。昨年度は臨床心理士等が学校を訪問して児童・生徒64名、保護者190名から延べ788件の相談活動を実施いたしました。

続きまして、スクールソーシャルワーカーの配置状況でございます。現在、牛久市には県から派遣されているスクールソーシャルワーカーはおりませんが、市独自に平成30年度より教育センターきぼうの広場に1名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。こちらも学校の要請に応じて家庭訪問等を行いながら、家庭内の課題を把握し、解決に向けた支援を行っております。昨年度は19家庭、合計28人の児童・生徒にかかわり、延べ193回の家庭訪問を行っております。

教師と異なる専門性を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで児童・生徒の心理的・福祉的な課題の解決を進めていながら、現場の先生たちの業務軽減に努めてまいりたいと考えております。

最後に、部活動指導員等の状況になります。学校教育法施行規則が改正され、平成29年度から部活動指導員という制度がスタートいたしました。これにより、顧問の教師がいなくても外部指導員だけで部活動の実施や試合の引率ができるようになり、教師の負担軽減も図られていきます。しかし、現在のところ牛久市におきましては、部活動指導員制度の利用は行っておりません。というのも、学校現場では部活動指導員の利点は理解しつつも、部活動の指導の全てを学校外の指導者に任せるという部活動指導員の制度について不安を持っている顧問が多いという現状がございます。しかし、一方で毎日の練習計画の管理や技術指導、大会の引率など、部活動にかかわる全てを顧問のみで行うことについては、業務の多忙感とともに専門的な技術の指導に関して困難さを感じている顧問も少なくございません。よって、顧問と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導、サポートを行うことのできる学校サポーターを部活動に配置し、学校や部活動の顧問の負担軽減を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） また、保護者や地域、関係機関との間での法的な整理を踏まえた役割分担、連携、トラブル発生時の学校支援のために学校が法的アドバイスを受けられるようにす

るため、スクールロイヤー等の専門家の配置も必要になっておりますが、本市での取り組みについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） スクールロイヤーの配置状況についてお答えをいたします。

学校現場では、いじめ、児童虐待、通学時や校内での事故を初めとして、日々さまざまな問題が発生しております。こういった問題の中には保護者対応などで法的な判断を求められるものも多くなってきております。

国は学校で発生するこういった法律の専門家でない判断しづらい問題への対応のために弁護士を活用していく調査研究を平成29年度より行っております。

本市では、児童・生徒を取り巻く問題に関して学校からの相談があると、法的側面からの援助が必要な場合においては市の顧問弁護士に相談するようにしております。昨年度は5件、今年度は現在のところ5件、顧問弁護士に相談を行っております。主な内容としましては、個人情報取り扱いに関する考え方、いじめ防止対策推進法の解釈の問題、いじめ問題への具体的な対応について、そして生徒間トラブルに関する対応についてなどでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、通知では保護者や地域住民等との適切な役割分担を進める観点から、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備がうたわれておりますが、本市での取り組みについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市ではコミュニティ・スクールを平成28年度に奥野小、牛久二中で他校に先駆けて導入し、今年度4月には市内全校で導入しました。これは、学校運営に市民の方々も参加して、地域と学校が一体となって子供たちを育てていこうとするものです。母体となる学校運営協議会には、教職員、区長、現役やOBのPTA役員、民生委員、元教員など、15名から20名の方々に構成されています。また、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員、地域学校コーディネーターといいますが、こういう方々も配置して先生方のさまざまな活動を手伝い、業務の軽減に努めています。

学校運営協議会では、教員が質の高い授業を行うために教材研究や教材作成等の授業準備は不可欠であり、その時間を捻出するためにはどうしたらよいか、また、教員が質の高い授業をつくるためにどのような支援ができるかを協議しております。

神谷小学校では、全教職員と学校運営協議会委員が参加して授業での地域人材の活用を検討しました。その中でメダカのふ化の達人が地域にいることがわかり、5年生の理科「メダカの

誕生」の学習に御協力いただけることになりました。

また、地域学校協働本部は、地域学校コーディネーターという人が学校と地域をつなぎます。現在、市内全校に2から4名の地域学校コーディネーターがおり、学校から依頼された人材を探し、教員からの要望や授業の狙いを理解した上で地域の方に声をかけてくれています。

コミュニティ・スクールの核となる学校運営協議会と地域学校協働活動は、車の両輪のように互いに連携・協働し、学校を支えていく仕組みです。学校現場の課題や学校支援のあり方を協議し、連携して学校における働き方改革を推進する原動力となることが期待できます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 続きまして、統合型校務支援システムの導入等のICT環境整備は業務の効率化に大きく寄与いたします。あわせて教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画、これは2018年から2022年度ですが、あるいは義務教育諸学校における教材整備計画2012年から2021年度、これらに基づき地方財政措置も講じられているところでございます。本市での取り組みについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 統合型校務支援システムとは、ICT技術を活用して成績処置、出欠管理、時数管理等を行う教務系の業務や健康診断のデータ管理、保健室来室管理等を行う保健系の業務、さらに指導要録等の作成を行う学籍系の業務や学校事務など、幅広く「校務」と呼ばれる業務全般を情報共有しながら統合処理するための機能を有しているシステムであります。学校における児童・生徒と向き合う時間の創出及び学校運営の効率化のためには、ICT活用による業務改善が重要であり、その中でも特に統合型校務支援システムの導入は非常に効果があるとされているところでございます。統合型校務支援システムを導入することで、それまで手書きで行っていた業務をシステムで効率的に行うことができ、業務時間の短縮やその先にある教育の質的向上を図ることが可能となります。

県内の統合型校務支援システムの導入状況につきましては、平成30年5月現在、44自治体中17自治体で導入済みとなっております。また、未導入であった稲敷市についても今年度中に全校導入予定であり、つくば市、土浦市、かすみがうら市、石岡市についても令和2年度全校導入に向けて現在調整中とのことです。

牛久市の現状としましては、現在導入されておりませんが、統合型校務支援システム導入は教員の業務の効率化を図ることができ、働き方改革において大きな役割を果たすものと認識しておりますので、令和2年度の導入に向けての検討を行っているところであります。

なお、現在はエクセルで作成したフォーマットを各校に配付し、通知表や指導要録等の作成

を行ったりして対応している状況でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 次に、教師の研修、研究会についてお聞きいたします。

私が在職中、たしか夏季休業期間中は、学校での研修を初め市町村の研修、都道府県の研修等々、研修漬けの毎日でした。教員歴に従って受ける年次研修や校務分掌に係る主任研修や教科研修、そしてそれに基づく研修報告書の作成等々、先生によってはまとまった休暇など取れないような状況でした。しかし、通知にもあるとおり、内容の重複した研修を整理精選したり、研修報告書の簡素化を図ったりすることによって過度な負担を軽減することができます。

また、学校における研究授業についてもその必要性について精査精選し、研究テーマの精選や書類の簡素化、成果発表のあり方の見直しなど、教師の負担面を配慮していかなければなりません。本市での取り組みについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市教育委員会では、「子供たちに一人残らず質の高い学びを保障する」を教育理念に「授業づくりを核とした学校づくり」を進めています。これは、目の前の一人の子供を支え幸せにしてあげたいとする学校長を初めとした学校全職員の取り組みが学校を変えると考えたものです。何より公教育である市立学校は、全ての子供を受け入れることから始まり、子供たちが一日の大部分の時間を過ごす授業こそが、子供を支えるものであり、学校、教師の本務であると考えます。目の前の子供のことを一番知っているのは、校長先生を初めとした学校職員にほかなりません。したがって、市教育委員会としましては、子供の学びを支える研修は、学校の主体性のあるものでなくてはならないと考えています。

そこで、市教育委員会の研修は、教師の働き方改革にも相まって削減しています。具体的には、例えば、学校に大きな負担をかけてきた市教育委員会指定の研究指定校の取り組みは、平成26年度を最後に廃止し、各学校の校内研修の相互参加とするようにしました。

また、指導課主催の研修は、昨年度から今年度にかけて8事業で計17回の研修を廃止しました。例えば、若手教員の大きな負担になっていた年4回実施の採用1年次から採用3年次までの授業研究会は、各校の校内研修が充実している現状も捉え、廃止としました。それにかわるものとして、2・3年次教員対象に実施した論文研修も自由参加としました。また、各学校に発表の準備等で負担をかけていたかっぱ大交流会も形を変えて各校独自のものとしました。

市内全教職員が一堂に集まり実施していた教育の集いも、今年度の教育講演会を最後に来年度からは実施しない予定です。

今後も本当に必要な研修は何かをしっかりと見定め、研修の実施に当たってまいります。

なお、市教育委員会主催の研修会において、研修報告書や事前の作成物は一切求めておりま

せん。既に学校が作成しているものを資料として持ち寄っていただいたり、翌年度の研修の実施の検討のために簡単な感想等を書いていただいたりすることはありますが、それ以外のものは教職員の負担を考え、作成を求めておりません。

今後も研修のスクラップに大胆に取り組むとともに、教師の働き方を考えながら、教師が本務に当たるための資質・能力の向上のあり方について検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 次に、学校が作成する計画等の見直しですが、通知では「業務の適正化の観点や計画の機能性を高め、カリキュラムマネジメントの充実を図る観点から、計画の統合も含め、計画の内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画の作成を推進すること」とありますが、こうした計画作成の必要性の判断はどのようにすべきなのかお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校で作成必須とされているものには、例えば学習指導要領に基づく各教科、道徳、外国語、総合的な学習の時間、特別活動の各指導計画や全体計画、学校保健法に基づく学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対応要領、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止基本方針など多種多様なものがあります。また、通知や答申、報告書等において、任意ではありますが作成したほうがよいとされているものも数多くあります。これらの作成に学校職員の多くの時間が割かれている現状があります。

これらの中には、例えば東日本大震災で校庭にいた78名中74名が犠牲になった石巻市の大川小学校において、その原因の一つとされた危機等発生時対応マニュアルなど、学校独自で作成し、教員一人一人がしっかりと理解し実施できなくてはいけないものがあります。また、一方では、ある程度の形、内容を市教育委員会等で示すことが可能なものもあります。

市教育委員会では、これらの見定めを適切に行い、その作成に当たっては学校に助言、指導を行っているところであります。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 続きまして、学校の組織運営体制のあり方について伺います。

通知では、「服務監督権者である教育委員会は、所管の学校に対して、通知にある取り組みを促し必要な支援を行う」とあります。すなわち各学校における委員会等の組織や担当のあり方、一部教師への業務の集中等がないような校務分掌のあり方、主幹教諭や指導教諭、あるいは主任等のあり方、若手教師への支援のあり方、事務職員の校務運営参画のあり方等、これらの取り組みについてお聞かせください。

また、校長とともに学校組織マネジメントの向上へ取り組むこと、若手教師へ働き方改革の観点からアドバイスすること、事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務

機能の強化を進めること、学校の求めに応じた人材を輩出するための人材バンクを整えること等、教育委員会が推進することとされているこれらの取り組みについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校の働き方改革を進めるために、各学校ではさまざまな取り組みを行っています。

向台小学校や下根中学校では、働き方改革についての研修を実施し、教職員の業務の効率化を図るようにしました。奥野小学校では、長時間勤務によるメンタルヘルスの研修を実施することにより、教職員の勤務時間縮減について意識を高めました。

教員評価の目標設定や面談を活用している学校もあります。牛久南中学校では、教員評価の目標設定面談を通して全職員に勤務時間の短縮と業務の効率化について指導・助言を行っています。

職員会議等については、多くの学校がペーパーレスにして準備にかかる時間の短縮を図ったり、特別日課を組んだり、終了時間を決めたりして時間外勤務にならないように工夫をしています。

牛久一中や下根中では、部活動を複数顧問制にすることで、学年会を部活動をやっている勤務時間の中で行うことができるようにしました。

子供に本当に身につけなければならない力は何かといった観点で学校の全ての教育活動を見直した結果、行事やその準備が削減された学校もあります。ひたち野うしく小は、運動会や校内音楽会の種目の削減や練習時間の短縮を図りました。また、下根中学校は京都・奈良の修学旅行を教科学習の延長と捉え、国語で京都や奈良の紀行文を書き、それを英文に直して外国人の方々に紹介するという活動をしました。技術の授業では、木材の性質を学んできて、建造物の見学をしました。美術では仏像の手の形の表現を学んで授業をしました。このように、学校行事と授業をつなげることにより、指導時間の精選や高い学力の育成に努めました。

宿題の見直しを図った学校もあります。夏休みのサマーワークを廃止したり、毎日の宿題の出し方を見直したりしました。中根小学校は、これまで教員が行っていた宿題の丸つけを家庭で保護者の皆様に協力していただけるようになりました。

昨年度、学校に導入したタイムカードは、さまざまな方法で活用されています。タイムカードの集計結果をもとに時間外勤務の多い職員への管理職による早期退勤を促す声かけはもちろんのこと、時間外勤務になった理由について振り返りを行う学校や決められた時間を超える場合には管理職に申請することとし、仕事の優先順位をつけることや仕事と時間のマネジメントについて管理職が指導・助言を行っている学校もあります。

若手を支える取り組みもさまざまに行われています。ひたち野うしく小学校ではメンター制

を取り入れ、中堅に差しかかろうとする教員が、若手教員のよき相談役として機能しています。また、授業の資料やワークシートを共有できるように、若手教員の資質を伸ばすとともに授業の準備の時間の削減に取り組んでいる学校もあります。

また、牛久市では、早いうちから事務の共同実施に取り組んでいます。これにより、各学校の事務職員が自分の業務時間の削減を図ることができ、その分、校内の教員の業務を受け持っています。例えば、岡田小学校ではこれまで学年会計の処理は学年職員が行っていましたが、現在は事務職員が行っています。また、事務職員が学校の運営の中心となる運営委員会に参加している学校もあります。岡田小学校では、事務職員が運営委員会に参加して、予算等について意見を述べることにより、運営計画がより妥当性が高いものになっています。また教員とは違った立場の意見が反映されることにより、保護者や地域の方に学校運営についての理解がより一層図られ、協力を得やすくなっています。

今年度から市内全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。牛久一中では、この学校運営協議会の皆様の御協力により、夏休みに実施する職場体験学習の事業所は教員が全くかわらなくていいようになりました。向台小学校では、地域の見守りボランティアの皆様の御協力のおかげで下校時の見守りを校門、通用門までとすることができました。

教職員の働き方改革のためには、学校管理職のリーダーシップのもと、業務の削減、組織体制の見直し、一人一人の職員の意識改革など、さまざまな取り組みが必要です。さらには、保護者の皆様や地域の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。

市教育委員会といたしましては、学校の業務削減に今後も努めるとともに、保護者や地域の皆様の御理解や御協力が得られるよう、発信に努めてまいります。さらに、各学校のさまざまなよい取り組みを紹介することで働き方改革の推進が一層進むようにしてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 答申では、今回の答申を踏まえた取り組みを一過性のものとするのではなく、それぞれの地域での学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議の議題として扱うことで学校や教師が置かれている状況について市長を初めとした行政部局とも共有しつつ、各学校の取り組みの進展状況を踏まえながら随時必要な施策に取り組むことを求めたいと述べられております。過去にも何度も教員の働き過ぎは言われ続けておりました。そのたびに改革が叫ばれては消えていった歴史があります。

答申は、中央教育審議会として保護者、PTAや地域の方々に対するお願いという形で次のように結ばれております。「子供の数が減少する中、一人一人の子供たちが保護者の宝であると同時に、我が国のかけがえのない宝であると今ほど感じる時代はない。この一人一人の子供

たち全てが未来を生き抜く必要な力を身につけ、その将来に大きく羽ばたくことができるよう教育の役割は一層重要となっている。その最前線で日々子供たちと接しながら、子供たちの成長にかかわることができる喜びが大きいとはいえ、つらいことがあってもみずからの時間や家族との時間を犠牲にしても目の前の子供たちの成長を願いながら教壇に立っている現在の教師たち、これまで我々の社会は、この教師たちの熱意に頼り過ぎてきたのではないだろうか。所定の勤務時間はるかに前に登校する子供のために自分はさらに早朝に出勤する教師、平日はもちろぬ一般の社会人が休んでいる休日まで子供たちの心身の成長を願い、部活動に従事する教師、子供の様子を一刻も早く共有するため、仕事をしている保護者の帰宅を待ってから面談をする教師、こうした中で、教師たちは長時間勤務を強いられており、そして疲弊している。今回の学校における働き方改革は、我々の社会が子供たちを最前線で支える教師たちがこれからもみずからの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して、質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われているのである」と。

保護者やPTA、地域の方々のみならず、社会の全ての皆さんが学校の働き方改革に理解を示していただき、文科省、教育委員会、学校が一丸となって改革に邁進していかれますよう切に願います。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で1番鈴木勝利君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時5分といたします。

午後2時02分休憩

午後2時08分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 皆様、改めましてこんにちは。新政会で活動しております甲斐徳之助です。前期に引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が欲しい、知りたいという声に合わせて日々活動しております。

質問に入らせていただく前に、せんだって行われました牛久市長選挙におかれましては、根本市長、御当選おめでとうございます。今回は、選挙の公約にも上げておられました内容の確認も含め、大きく3点に分けて質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い、一問一答方式で質問いたしますが、2番項は通告後状況が変わりましたので多少前後があると思いますが、その辺は御理解いただいております。お答えいただければと思います。

1つ目の質問となりますが、市長の選挙の公約に上げておられました詳細を改めて御質問させていただきます。

本市牛久において、4年間のかじ取りをどのようになさっていくのか。同僚議員も聞かれておりますが、改めて私のほうも質問させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私の任期間近におきまして、この地で国体が開催されました。昨日、茨城県が天皇杯、皇后杯をとり、そして閉会されました。本市においても空手と野球が開催され、皇室の御来場を賜り、空手が団体優勝ということでございました。そして、武道場初めの施設、そして運営にも多くの方から称賛をいただき、関係各位に感謝するところでございます。

私は、この4年間を検証し、そして今回の施策の柱を示してございます。また、状況によってはその施策を、また何が必要なのかということ随時行いたいと思います。

この施策ではないんですが、私は選挙後半で、非常に台風という災害についてということがございまして、今週末におかれましては台風が予想されます。ですから、私はこの柱の中に災害、こういう防災対策にどのようなことをしていくかということ今指示しております、そういうことも大きな課題なのかなということでございます。

また、私は復活、さらには躍進を目指すものでございまして、単なる復活ではなくて、その先を目指そうということで私は取り組んでおります。また、財政基盤の強化、そしてさまざまな文化の醸成を図りたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。4年間期待しております。よろしくお願いたします。

2番項の質問に入らせていただきます。牛久シャトーの今後についてであります。前段の質問では賃借が行われるという予定であるという前提のところ通告させていただきましたので、全員協議会に入る前の御質問でありました。なので、全員協議会での第三セクターを設立するという報告を受けての前の話でありますので、通告後少し内容が変わると思いますが、改めて質問させていただきます。

今回、第三セクターを設立ありきで御説明をされていらっしゃいますが、私は賛成も反対も今のところまだ判断はしかねているんですけれども、皆様が第三セクターを選択されたという理由を全員協議会でもお聞きしましたが、改めてもう一度御説明をお伺いしたいと思います。

それと、第三セクターの選択におかれて、例えばほかに比較した運営方法がなかったかとか、その辺も重ねてお伺いしたいと思います。例えばですけれども、観光庁推進の日本版DMOとか団体等あると思うんですよね。それは当然担当の課は把握されていると思います。その辺の根拠も示していただきたいと思います。

続きまして、ちょっと質問事項先に述べます。

設立において資本金約9,500万円とお話されていました。これの算出根拠をお伺いします。

また、出資比率99.7何%、ほぼ市主導であります。民間の投資家等の株主をほかに募らないのか、募るのかという点を1点確認します。

また、設立になった後に役員はどのように考えていらっしゃるか、改めてお伺いします。例えば市長が社長ではない可能性が強いというふうに今お話しされて、聞いておりますけれども、その辺で民間等、どういう人材を考えているのか、どういう運営を考えているのかという点を1点確認します。

また、賃借契約を20年とされました。その20年の期間を設定された設定根拠ですね。この辺もお伺いさせていただきます。

あと、全協でほかの同僚議員からも上がっていましたが、20年を設ける期間中に、例えばですけれども経営が立ち行かないケースはどうされているか。例えば撤退における契約等の精査はされたかどうかであります。

また、将来的に可能性の中で賃借ではなく、買い取りの可能性はあるか、ないか。

以上、ちょっと多くなりましたが、7点お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。順次お答えをさせていただきます。

まず、三セクの設立の根拠というところでございます。こちらは、まず、本施設はそもそも民間の営利施設であるということがあります。市は、賃借できますけれども、営利活動自体が市としてはできないということもありまして、それは民間に委ねることにしたということがまずございます。極端な営利活動によって、このシャトーという施設のイメージからかけ離れた経営形態、あるいは文化財の保護に関して理解の乏しい企業の参入、こういう可能性があるということもありましたので、それであれば、市民の皆様が望んでいるような、このシャトーという施設の本来の姿を復活し継承させるために市主導の新会社を設立するというところでございます。

ほかの手法はということですが、こういう形で、要するにほかの民間の、要するにシャトーというイメージを大切にしたいということもありましたので、まずは市主導で考えたと

いうことでございます。

それから、9,500万円、資本金の根拠ということでございます。こちらは、できればもっともっとたくさんということも考えてはあったわけでございますけれども、まず1つ大きなものとして、1億円を超えますと、株式会社というのは大会社という扱いになります。1億円までが中小ということになりますので、もちろんその範囲で、それともう一つは、1億円を超えますと、それまでの中小に与えられる軽減の税率というのがあるんですけども、そちらが受けられなくなるということもございます。細かいのはいろいろあるんですけども、そういうものもありますので、まず1億円は超えない、1億円以下の中小企業ということで考えたということでございます。

出資者に関しましては、牛久市がほぼほぼ99.幾つということで、出資者、それとあとの株式会社に取締役として参加いただく方、今のところ予定は3名なんですけれども、3名の方からの出資をお願いするということになるということでございます。

それから、民間の人ということで、どのような人かというところがありますけれども、こちらは、我々では経営できませんので、そういう経営ができる方をということで、いろいろと今検討していると、これはさきにお答えしたことがあったかと思うんですが、そういう形で今行っているところでございます。

貸借期間の20年というお話がありました。こちらはできればオエノンさんとのもちろんこれは合意になるわけですけども、なるべく長い期間借りていきたいという双方の希望がありました。それで1つの区切りだろうということで20年間をということでオエノンさんと合意をしたというところでございます。

経営がうまくいかなかった場合ということがございました。例えばその経営がうまくいかなかった場合ということにならないようにやっていくというのはもちろんですけども、例えば新会社が資金面で運営が困難になったというようなことがもしあれば、これは通常の民間会社のようにまずは銀行等からの資金調達とかということになるかと思います。これが通常の手続というふうに思っております。それでも不測の事態、そういうのが不可能だというような場合には、最終的にはやはり株主である牛久市が支援をすとかということがあることかもしれないということでございます。

用地の買い取りはというところがありました。こちらはもともと、オエノンさんは、売買はもうはなからないというふうに我々言われておりました。ですから、買い取りというよりも、全体の賃借、賃貸借ですね。こちらでオエノンさんと交渉して、さきの基本合意ができたということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 済みません、一気に質問したのでとまらなかつたかと思いますが、踏まえて何点か再質問させていただきます。

まず、1億円を超えないというお話をいただきましたけれども、その税率の問題という話今されていまして。それはもうちょっと細かく、なぜ1億円を、1億円を超えると何が起きて、1億円を超えないと何なのか。改めてお聞きします。

それと9,800……

○議長（石原幸雄君） 甲斐議員に申し上げます。一問一答方式での通告でございますので、できれば一問一答という形で遵守をお願いいたします。（「一問一答じゃ」の声あり）ですから、今お聞きになりましたよね。その一つ一つお願いしたいということでございます。

○10番（甲斐徳之助君） はい。では、まず税率の問題をお願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 資本金1億円以下の中小企業の場合ということです。法人税率の軽減ということで、通常法人税率は23.2%のところ、15%の税率が適用され軽減されるというのがまずございます。そのほかにも欠損金の全額控除というのもございます。あとはちょっと細かいのは幾つかあるんですけども、重立ったものはそういうところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） それについて再度お尋ねします。

逆にその税優遇制度のほかに約9,800万という数字を、1億円を超えないという算出根拠ではなくて、逆に下げるといふ査定とか、そういう検討はなされたのかどうか確認させてください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

下げるといふことではなくて、当然この会社にはある程度運転資金というのが必要になってきます。そういうものも加味して、やはり1億円は超えてはまずいだろうなというのがありますので、その手前、9,500万、今回ということで、今回考えた次第でございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 答弁の中では、そういう話ですと、優遇問題よりも運転資金の確保というほうが多分正当な答えだと私は今感じたんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 甲斐議員おっしゃるように、運転資金やはり確保しなければ、この会社は立ち行かなくなるということになるかもしれないので、それとともに先ほども申し

ましたように、その中小企業ということでの1億円を超えない範囲というところでこの金額にしたというところでございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） そのようにお答えしていただきたいなと思いました。

次の質問に入ります。

先ほど私のほうからほかに株主を募らないかという話を御質問させていただきましたけれども、多分答弁漏れだと思いますので、その辺は今後どうお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 出資者ということになろうかと思えます。申しましたように、まず牛久市が出資しまして、今後その新会社の取締役となる方に出資をしていただく予定でございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 済みません、今のお答えちょっともう一度お願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） まず、株主ということで、牛久市がほぼほぼ99.何%は牛久市になるというのは申し上げたとおりです。それ以外では新会社で取締役が3名必要になってくるということになるということです、その3名の方には出資をしていただくという予定で今おるというところでございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 3名ということでお伺いしました。私この話、いろんなところでちょこちょこちょこちょこことこういう方向性で市が動いていますよなんて民間の事業者なんか聞いて話をしているんですけども、こういう話があるんですよ。もしあれだったらうち出すよみたいなということは、市内なのか、市外なのかちょっとわかりませんが、民間の企業の出資であったりとか、また今回署名が2万以上集まったという中で、やっぱり投資に興味がある方もいらっしゃるのかなと、何とかしてほしいというのは当然だと思うんですけども、今回第三セクターをつくっていくということは、経営をしていくという考え方だと思いますので、多分市民の皆様の中にも投資に興味がある方もいらっしゃると思います。というのは、私自身ももしこれで投資事業を募って、1株幾らで今後シャトーの優遇制度が受けられるよみたいな話が仮にあるとしたら、私個人的にはやりたいなみたいところがあります。議員の立場でできるかどうかは置いておいてですね。そういうことを踏まえますと、第三セクターが設立をされたとしてですけども、そういう民間事業者、ないしは個人の出資比率を引き

上げる株主投資というものに対してやっていくお考えはあるかどうか、改めてお聞きします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず、先ほど申しました1億円というライン、これはまず超えてはいけないうらうというふうに私どもは思っております。市が9,500万、あと取締役を予定、今後される方が若干の投資をいただくということになります。そうしますと、その幅、幅と言ったらごめんなさい、変ですけれども、当然のことながら例えば経営基盤が安定すればというようなところもございます。ですから、もしその9,500万、要するに1億円までいかない範囲の中でということであれば可能性はあると思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ぜひ民間事業者とかも含めていろいろ可能性を広げていただきたいなと思います。せっかく投資事業するんですから、ぜひもうけましょうということで。

再質問のあと残りですね。長期20年の契約という部分でちょっともう一回クローズアップさせていただきたいんですけども、お答えの中では長い期間がよいというお答えでした。それは長い期間がよい根拠というのをもう一度お聞きします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） これもオエノンさんとのやはり交渉というのがございます。お互いにそこで合致しないといけないというのもあります。ただ、やはりあの施設、今のシャト一の施設、重要文化財、これを皆様からの負託を得て、ごめんなさい、いろんな嘆願書であったり、署名をいただいた中で、あのまま引き続き残したいという我々の希望がございます。そういう中で、20年というのは、オエノンさんとの交渉の中でやはりこのままずっと残していきたい。本当であればもっともっとという気持ちは我々も当然あるんですけども、一応交渉の中でまず一つの区切りでしょう。20年はということがありましたので、20年とさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 20年は、区切りはちょっとね、私個人的にこれ長いと思います。成果が見えるのに20年はちょっとね、考えにくいですね。私会社やっていますけれども、まだ15年ですから、黒赤まだ見える段階ではないですよ。20年を賃借契約していくという中で、次の質問に移らせていただくんですけども、5,500万でしたっけ、年間賃料、まずこの算出根拠お尋ねさせてください。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ごめんなさい。質問がこの通告書の中、算出根拠と年間の維持管

理料をどう見込んでいるのか、あわせて質問します。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 税込みですね、5, 544万ということになりましたけれども、算出根拠でございます。こちらは通常一般的に借地の場合の計算の方法というのがあります。それらを私どものほうでちょっと計算をかけてみました。いろんなことを考えた結果、一般的にやる借地料を出す計算をやった結果、それよりもずっと安価な価格になったということで、それと当然オエノンさんとの合意です。あくまでも交渉した結果の合意がありますので、その合意に至ったのがその額だということでございます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 年間の管理費というのがございました。ごめんなさい。

こちらは全協のときに運営費ということで出させていただいた中で、約1億円、1億円というのがあったと思います。こちらは光熱水費、植栽管理費、清掃、警備、電気保安等の委託、それからそのほかのいろんな雑費、そういうのも含めまして約1億円、1億520万ということで試算をしたところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） あともう一点です。全員協議会の場で出されたこちらの資料なんですけれども、あとこの中で今の賃借のほか、賃借料と維持管理費のほか、全体の収支バランスが約4.7億を算出されています。今までシャトーさんが、オエノンさんですか、自社で民間企業として運営されていた金額と照らし合わせてどういうふうな判断をされてこういう数字を算出されたのか。根拠ばかりで申しわけないんですけれども、確認ということでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） その試算ということなんですけれども、運営費、全体の運営費なんですけれども、もちろん可能な限り、私ども可能な限りいろんな調査をしました。それから、情報収集もいろんなところをしてみました。それとオエノンホールディングス株式会社さんから、どういうものがありましたかという質問を投げかけて返ってきたものも当然あります。全部ではありませんが一部は返ってきた。それらはやはり光熱水費等々の実績ということで、これはオエノンさんに数字を出してもらったのもございます。そういうものも含めまして、そういうデータをもとに算出して今回のこの数字をはじき出したということでございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） まず、収入見込みの部でかなり甘い数字を見込まれているんじゃないかなと感じたんですけれども、その辺はまずどうでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 収入見込みは、今申し上げましたような形でいろんな情報収集しまして収入見込みを出したわけなんですけれども、これはあくまでも実績ベースですけれども、それをやや少しちょっとふやしたようなところはありますけれども、そういうことで出したものでございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 改めて確認します。その実績ベースというのに対して加味したというふうにお答えになりましたけれども、どれぐらい加減、増減といいますか、ふやして見ているのか、またそのもとの実績ベースがどれぐらいだったのかお答えいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 実績ベースということで、もとの数字はちょっとお答えすることはできませんけれども、若干のプラスはしてあるということは申し上げたとおりでございます。どれぐらいかということなんですけれども、大体、それを言うともとの数字がというのもあるので、そういう形でお答えをさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ちょっと待ってください。それを聞いているんですよ。これに対してもともどれぐらいを積算ではじいたのかというのを知りたいから聞いているんです。では、答えられない理由も答えてください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 済みません、きちんとお答えさせていただきます。

収入見込みですけれども、実績ベースからかけ離れてはいないということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） わかりました。これを踏まえまして、ようやく事業内容のほうに行きたいと思うんですけれども、オエノンさんは飲食・物販という形でやっていらっしゃったということで、こういう形だったと思うんですけれども、第三セクターのほうでこれをやっていくということは観光事業を牛久市が取り組んでいくという認識でまずいいのかどうかというのが1点と、賃借が仮になされたとして、第三セクターが設立されて賃借がなされたとして、住民要望の多かった商業施設等で前向きにやっていくのか、それとも前にやっていた日本遺産を含めた文化遺産等でやっていくのか、この辺、担当所管の課はどちらの皆さんがやられるのか、第三セクターですからそこはそっちが中心になると思うんですけれども、資本の中で大株

主の牛久市がやっぱりそこは調整とられると思いますので、投資に対しての最低値の回収見込みを含めて1、2、3点御質問します。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず、牛久シャトーの観光資源としての重要性、これは甲斐議員を初め、牛久市民の共通の認識であると思っております。牛久シャトーの復活を目指すに当たり、第三セクターを設立するという選択をしたことで、出資金など市が負担していくことにはなりますが、新会社については、早期の独立採算を目指すことで市費の投入を少しでも削減するように努めてまいります。

また、重要文化財として歴史的価値を高める活用を文化財担当の指導監督のもとに行うとともに、本施設のもう一つの側面である観光施設としての機能を最大限に生かし、民間の人材を登用することで以前にも増した集客が図れるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 観光事業と文化財管理的事業は、恐らく同時並行で認識されていらっしゃるんじゃないかなと勝手に思うんですが、投資事業において観光に取り組んでいくということは、これから観光のお客様、交流人口の方々、外国人観光客などといった方々が牛久に来られると思います。そのときにどういうふうな形で市は、第三セクターさんは誘客をしていくのか、具体的な策があれば今現段階でお答えできる範疇で構いません。前段池辺議員からもありました土浦駅のほうに星野リゾートがホテルを建てるなんて今話していますけれども、やっぱり観光において今ブランディングですよ。やっぱり。この辺を一流企業とはいいいませんけれども、どういうふうな形で捉えていらっしゃるのか、まずお聞きします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久市内に今一番観光客が来ている牛久大仏がございます。牛久浄苑ですね。こちら、牛久浄苑からは、シャトーの飲食・物販事業の撤退により市内の観光ルートが変わったというふう聞いております。今後、新会社設立になって、その大仏、あるいは牛久沼の周辺ですね。それからアウトレット、阿見にありますアウトレットなど、近隣の施設等との連携、こういうのが重要になってくるのではないかと考えてございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 具体策は出せないのかもしれませんが。観光目線でいきますと、牛久シャトーがありますね、沼がありますね、大仏がありますねじゃないんですよ、実は。例えば東京のお客さん、埼玉のお客さん、どこのお客さんでもいいんですけども、成田空港からのお客さん、牛久シャトーに立ち寄って牛久シャトーでお金をおろして行って、ほかを回って

いくという流れなんです。私それよく知っているんですけども、そういう企画運営を第三セクターの皆さんがどこかに任せてやるとか、市単独でそれをやるとか、その辺ももうちょっと投資事業をやっていく中で頑張っていたらいいなと思うんですけども、あと1点、これに関しては、以前もちょっとお聞きしましたけれども、広報のほうでもほかの市町村だったり県外だったり情報発信していくという話が必要だと思います。事例でいきますと、水上の水上温泉が、草津とか伊香保に負けちゃうので台湾に事務所つくって、台北だったらみんな目をつけているから台南につくろうみたいな、それを現地会社つくってやりますみたいな、そのぐらいやっているんですよ。そういう商売を、利益を上げる。三セクであつたら利益はそんなに大きく上げる話ではなくていいのかなと思うかもしれませんが、とんとんでいいとかね。その辺はちょっと私わからないんですけども、もうちょっと頑張っていたらいいなと思います。観光をやっていたのは私全然反対ではないし、むしろ歓迎なので、具体的な内容の確認だったり、金額の精査だったり、あとは情報開示、市民に対して、我々に対してもそうですけれども、もちろん市民の皆さんに対してこういう方向性でこういうふうな形でやっていくんだという理解してもらってやってもらいたいなと思います。その辺踏まえてちょっとこの問題の最後になりますけれども総括していただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市も株主として、そのPR方法、それから経営に対しては大きな力を持っていることも確かでございますし、そして基本的にはこの第三セクターでは極力、極力というか、これからそういう援助はしない。独立採算でやっていく。そしてなるべく多くの利益を出して、そして資本金をまた減った分を積み重ねという、そういう大きな目標を立ててやっています。また、PRに関して今私のほうで行政と第三セクターのほうで、ただ、今第三セクターのほうで交渉している人、まだ職員でないで、その名前を出すことはできないし、どういう内容ということも的確に出せない状況ですが、我々行政としては今プロモーションビデオをつくって、そしていろんなところに働いて、そしてどういう展開をしていくかということ今さまざま展開してございます。ですから、今度新会社になった場合、我々とそして三セクの社長とどのような展開にして、どのように営業展開するか、またPR展開するか、これは大きなこれからの話になってくると思っております。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 総括を求めようと思っていたところ市長にお答えいただきました。ありがとうございます。この質問は以上とさせていただきます。

補正予算でも上がっていることですし、担当委員会さんのほうでもきっちりまされと思いますので、検討していただきたいと思います。もちろん私も議員なので一生懸命やります。

最後の質問になります。この質問に入る前に、今週末もそうなんですが、台風15号を初めてする被災地の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、その辺を含めた、たまたまなんですけれども、言い方は悪いですが、これも通告をしたらこういう災害が全国に相次ぎまして、何か私この質問をするのは気が引けるんですけれども、住民相談を受けているものですから取り上げさせていただきたいと思います。

まず、台風15号も含めて情報量の少なさという問題点が多くあったと思います。本市牛久におきましては、大きな目立った被害は少なかったと思われましてけれども、実際に城中でしたか、上町でしたか、そちらのほうで停電もあって、復旧に時間がかかったという話を聞いています。停電等の対策は東電の仕事だと思いますけれども、それに伴って私が今回受けました住民相談の質問をさせていただきます。

まず、街頭ですね。街頭鉄塔の音が、音が聞こえづらいと、外にいても、私は聞こえていると思っているんですけれども、相談を受けた方はですね。特に家の中にいたのかもしれないけれども、聞こえづらいということで、その中で防災ラジオ等が有効ではないかなど考えるんですが、今現時点で牛久のラジオ機の普及率とまたラジオの単価をお示しいただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） お答えします。

導入時の2,000台を8月末現在の世帯数で計算すると、普及率は約6%となります。また、希望する市民の方には防災ラジオの販売も行っており、防災ラジオを導入した際の実費7,000円で購入していただくことができます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 順番が逆になってしまいました。ラジオ機の単価と聞き取りづらいと評価をされた街頭のは市のほうではどのような評価をしているか、まず所見を伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） お答えします。

防災無線は、その無線の性格上、気象条件や地理条件、また周辺環境に影響されやすく、放送内容が聞き取りづらくなってしまう場合があるのは市のほうでも承知しております。これを補完するために室内においても防災無線が受信できる防災ラジオや放送内容をフリーダイヤルで聞いていただくことができるサービスを導入しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） それをお聞きして、ラジオの効果を開けばよかったですけれど

も、済みませんでした。

私、この間担当課のほうにお邪魔しまして、かっぱメールの登録の仕方を教えていただいて、私今までかっぱメール使っていなかったんですけども、情報がすぐ届くということですのでごく便利だと改めて感じたんですけども、スマートフォンだったり携帯電話を使わない、持たない、持てない世代の方々に対しての対応という形で通告させていただいておりますけれども、そのラジオが有効だということで、単価7,000円を先ほどお聞きしました。「高い」と私言われたんですけども、ちょっとその高い安いの判断がちょっとわからないですが、今後有効であるものをお渡しして防災だったり安全に取り組むと、市長も先ほど一番最初にお話ししていただきましたけれども、防災対策とか有効であると思います。その辺に関して、今後市のほうで補助や助成ないしは配布のお考えがあるかどうかをお聞きしてこの質問を終わらせたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） お答えします。

現在、当市では60メガヘルツ帯アナログ方式の防災無線設備により放送を行っておりますが、国の指針により令和4年11月末までにほかの情報伝達システムへの転換が必要となっております。

市では昨年度に牛久市防災行政無線新システム構築基本計画を策定し、新たな情報伝達システムとして既存の防災無線設備を生かし、コミュニティエフエムを活用した防災無線システムへの移行を計画しております。

本システムでは、FM-UUの放送に自動割り込みを行って緊急放送を流し、この放送が各地域の拡声子局とも自動連動し流れます。

来年度は、本システムの実施設計を行うこととなっており、この中では電波の状況を確認する電波伝搬調査や既設の拡声子局と新設計の音響伝達調査なども実施しながら、現行の防災無線の課題解決に向けて取り組んでまいります。

現在FMうしくうれしく放送は、平日の午後10時から正午、午後1時から3時まで、地域に密着した情報を生放送にてお送りしておりますので、ぜひ日ごろからお聞きください。

議員御質問のラジオ機や無線機の購入に係る補助に関しましては、現在実施する予定はございませんが、新しい防災無線システムを導入する際には、配慮が必要な方への防災ラジオの無料配布を計画しております。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 配慮が必要な方への防災ラジオの配布、ぜひ進めてください。すばらしいと思います。

以上、大きく分けて3点の質問をさせていただきました。ちょっとちょこちょこちょこちょと細かい話をさせていただきましたけれども、いつも申し上げる長期的な観点に立って、なぜこのことが必要なのかと市民の皆様の理解を得ることを念頭に、そして将来に向けた皆様にとって有益である政策であることを切に願ひ、選ばれ続けるまちを継続していくことをお願い申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で10番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後2時59分延会